

平成20年知立市議会12月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成20年12月11日（木） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

杉原 透恭	水野 浩	坂田 修	佐藤 修
高笠原晴美	石川 信生	久田 義章	馬場 節男

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	本多 正幸	副 市 長	田中 勇
福祉子ども部長	野々山敏雄	福祉課長	辻 和見
子ども課長	毛受 秀之	保険健康部長	久米 正己
長寿介護課長	林 隆夫	国保医療課長	伊豫田 豊
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	山岡 久
市民課長	野村 清貴	経済課長	水嶋 広
環境課長	高木 実		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第74号 知立市父子家庭児童支援手当支給条例	原案可決
議案第75号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例	〃
議案第77号 平成20年度知立市一般会計補正予算（第3号）	〃
議案第78号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第81号 平成20年度知立市老人保健特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第83号 平成20年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第84号 平成20年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
陳情第13号 「協同労働の協同組合法」早期制定の国会への意見書提出の陳情書	採 択
陳情第14号 介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充についての陳情書	不 採 択
陳情第15号 安心して暮らせる年金制度の確立についての意見書採択を求める陳情書	〃
陳情第16号 後期高齢者医療制度の廃止についての意見書採択を求める陳情書	〃
陳情第17号 介護保険の施策拡充についての意見書採択を求める陳情書	〃
陳情第18号 子育て支援についての意見書採択を求める陳情書	〃

陳情第20号	社会保障費削減の中止と医師・看護師増員についての意見書採 択を求める陳情書	〃
陳情第21号	愛知県医療・福祉施策拡充についての意見書採択を求める陳 情書	不採択
陳情第22号	後期高齢者医療制度の改善についての意見書採択を求める陳情 書	〃
陳情第23号	原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出を求める陳 情書	採 択

午前10時00分開会

○佐藤委員長

おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は18件、すなわち議案第74号、議案第75号、議案第77号、議案第78号、議案第81号、議案第83号、議案第84号、議案第86号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号、陳情第16号、陳情第17号、陳情第18号、陳情第20号、陳情第21号、陳情第22号、陳情第23号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第74号 知立市父子家庭児童支援手当支給条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高笠原委員

おはようございます。74号につきまして、少しお伺いをさせていただきたいと思います。

74号につきましては、9条に書いてあります、5年または手当の支給要件に該当するに至った日の属する初日から起算して7年経過。5年、7年問題なのですけれども、この問題について、ちょっとお聞きをいたします。

先回の質疑のときに、母子手当と同じという、こういうふうでありました。それで、この9条については、平成14年に改正があり、その後、今年ですか、20年4月改正、こういうふうで、現在のこの支給停止、こういうものが出たと思うんですが、その支給停止の適用除外、こういうものについても、母子家庭と同じだと、このように言われたんですが、その除外理由は幾つか何点かあるかと思うんですが、そこを聞かしていただきたいと思えますし、平成14年の改正、20年4月の改正、これは間違いはなかったでしょうか。

○子ども課長

質問者の質問に対してのお答えですが、支給停止適用除外の理由として、本会議で部長が答弁させていただきましたが、すべての方が適用除外の

申請をされて、満額の支給に至っております。

それで、適用除外の理由は、国の方としては、自立ということが大前提ですので、母子家庭のお母さん方が現在働いてみえる方は、当然その申請に基づいて支給もさせていただき、また障害のある方、それから就職活動を現在行っているという方についても支給をさせていただいたと、それが条件ということは、そういったことはなろうかと思えます。

それから、15年というのは、質問者がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○高笠原委員

ありがとうございます。

それで、五つぐらいの要件が、除外理由はあるかと思うんですが、本会議のときにもありました。私も何人かこういう方とお友達なんですけれども、子供さんがたくさんいらっしゃるの、自立したいと思ってももう子育てだけで精いっぱい、そういう方もいらっしゃるわけですし、それでそういう人たちにどうの手だてというか、手助けをして、行政として、自立するために応援をしてくださるかというのが、私は一番心配しているところなんです、そんなところはどんなふうにお考えでしょうか。

○子ども課長

私どものそういった支援の情報といいますか、囑託ではございますが、母子自立支援員の方もおりますので、そういった方への相談、またいろんな国への母子支援の就職活動の支援というのですか、そういったことも行っておるわけですが、それ以外の支援といいますか、情報提供にとどまることがちょっと多いかなという気がするんですけども、今後もその母子家庭の方の支援については、大変今厳しい折ですので、積極的にしていきたいというふうに思います。

○高笠原委員

これは父子家庭の問題ではありますけれども、母子家庭と同じという、こういう扱いですね。

それで、今もおっしゃられましたが、今のこの

厳しい情勢というのが、先が見えないわけでした、そういう方たちが、この5年間の中でどうやって自立できるのかというのが一番大切なことだと思うんですが、そこについては、今、子ども課の方でいろいろと、母子の場合は母子自立支援と、こういうお仕事をやってくださっていると思うんですが、例えば就職とか、そういうものがもう一生懸命しても見つからないとか、そういうようなものは、やはり相談窓口とか、そういうところに行く以外はないんでしょうかね。

子ども課の方で、こういうふうにしなさい、ああいうふうにしなさいというふうで、母子支援、父子支援というものをやったださるのでしょうか。

○子ども課長

確かに、今のリストラだとかということですね、企業の景気状態ですね、そういったことを考えると本当に大変厳しい状況であろうかと思えます。

ですので、母子もそうですが、父子家庭についても同様の、市役所の方の相談員の方に相談に来ていただいて、いろんな情報をその方たちに提供するというのを、今後もPRといいますか、その辺はしていきたいと思えます。

○高笠原委員

それで、父子はこの間お聞きをいたしましたけれども、あわせて母子家庭、どのぐらい見えるのか、ちょっとお聞かせいただきたいのと、それと、この手当の支払月が母子家庭児童のこれと同じということですので、4月、8月、12月、日は11日というふうで、母子の方は聞いておりますが、父子の方も同じでよろしいんですか。

それと、母子の方は、現況届を8月に出しておりますけれど、父子の場合もこれは現況届を出すのか、その点をお聞かせください。

○子ども課長

児童扶養手当の受給者の状況でございますが、現在11月の時点ですが、313名の方が受給されております。そのうち、全部支給としては132名、一部支給181名の家庭に支給させていただいています。

それから、支給月でございますが、先ほど言われました、児童扶養手当と同様の11日に支給を、4月11日、8月11日、12月11日ということで、基本的には児童扶養手当の方の規定を準用してお支払していくということでございます。

それから、現況届につきましても、同様でございますので、よろしく願います。

○高笠原委員

この間の御答弁いただいた中で、ちょっと所得制限のありの人が12人で、それから全部支給が4名、一部支給が8名と、金額もちょっとお聞きしたんですが、書き間違えかもしれませんので、もう一度ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○子ども課長

それでは、もう一度報告させていただきます。

受給者につきましては12名、全部支給につきましては4名、一部支給8名という現状での把握されている人数でございます。

そして、それに伴う、これは市単独ですので、予算としては、約430万ほどになるかというふうに思っています。

以上です。

○高笠原委員

全部支給と一部支給の金額、ちょっと聞かしてください。4万1,720円ですか。全部支給。

それから、一部支給は4万1,720円から9千幾らかな、1万幾らでしょうか、そここのところをちょっとお聞かせください。

○子ども課長

その内訳ですが、全部支給ですので、4万1,720円の人数プラス子どもさんが、全部支給の場合6名、それから一部支給については8名のうち子どもさん14名ですけども、ちょっと今、その内訳ということになりますと、持ち合わせておりませんが、それに金額をですね。

全部支給が4万1,720円ですが、一部支給で定額といわれる方が1万280円になります。おのおの、それぞれの個別にということは、ちょっと今持ち合わせておりませんが、以上でございます。

○高笠原委員

そこに、あと子どもさんが1人、1家庭に2人とか3人ということで、そこにまた加算があるわけですね。2人のときは5,000円、3人のときは3,000円の加算。これでよろしいですかね。

総額430万円で試算をしていると、こういうことですか。

はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第74号について、挙手により採決します。

議案第74号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。

したがって、議案第74号 知立市父子家庭児童支援手当支給条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第75号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高笠原委員

75号につきまして、お聞きをいたします。

74号、75号につきましては、私ども共産党、ずっと要求してきたものが、ここに実現をさせていただいて本当によかったなど、こういうふう感謝をしているところであります。

それで、ここの条文を読んでいく中で、条例の中に私的契約児が書いてあります。

しかし、私立幼稚園、ここのところについては

どうなのかなど、条例に書かれてはいないように思いますが、この点はどうか、要綱か何かにきちんと書かれるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○子ども課長

私立幼稚園に対する補助の関係ですが、今現在私立幼稚園に対しましては、就園奨励費の補助金交付要綱に基づいて、就園奨励の国庫対象分、市単独部分ということで補助させていただいておりますが、今回の第3子軽減分につきましても、新たに補助要綱を制定して、第3子の方につきましては、最大月額1万円ということで補助しているというふうに考えております。

以上でございます。

○高笠原委員

要綱で記載をしていくと。はい。そういうことです。

それで、この就園奨励費ね、所得に応じて支給はされているんですが、下の分について、5,000円だったと思うんですが、ここのところについて、今後どうなっていくのか、その見通しをちょっとお聞きしたいと思います。

○子ども課長

補助対象外の方で、現行5,000円の就園奨励の方、補助させていただいておりますが、その額がどうかという御質問かと思うんですが、現行、今の最終的な結論は出ておりませんが、5,000円を若干上げていくべきかという、最終的な結論はちょっと出ておりませんが、一つの議題としては、議論としては、私ども行っているということで御理解いただきたいと思っております。

○高笠原委員

ぜひ上げていただきたいわけですが、結論としては、いつぐらいを予定されていらっしゃるのですか。

○子ども課長

引き上げということになれば、来年度に向けてということになるかと思っておりますので、まだ最終的には、最終調整、結論に至っておりません。

以上でございます。

○高笠原委員

検討中ということですが、1万円ぐらいというふうを考えていらっしゃるのか、おおよそわかりましたら教えていただきたいと思いますし、今回の拡大で、どのくらいの人が無料の補助額になるのか、そんな点もわかれば教えていただきたいと思います。

3歳未満については、もう既に無料ではありませんので、その点お聞きしたいと思います。

○子ども課長

就園奨励、市単独分につきましては、上げるとするならばということの仮定ですが、1万円以内だろうというふうに思います。

それから、影響額でよろしいでしょうか。

今は現行3歳未満なんですけど、新たに就学前まで、3歳から5歳まで拡大ということになりますと、約2,200万余の増額になるかというふうに思っています。

それから、私的にしましては、約1,600万余の増額というふうに思います。

それから、私立幼稚園の月額1万円につきましても、約1,000万余が市単独としての増額になるかというふうに思います。

私的ににつきましては、年額としては168万円ぐらいが増額になるかというふうに思っております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第75号について、挙手により採決します。

議案第75号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。

したがって、議案第75号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○坂田委員

補正予算でわからない点がありますので、二、三お聞きいたします。

39ページ、3款民生費の4目児童福祉施設運営費のうちの非常警報設備設置工事費244万7,000円、これ減額補正されておりますが、この金額は当初予算と全く同額で、当初予算のすべてが減額されておりますが、この内容について御説明いただきたいと思っております。

○子ども課長

非常警報装置の設置工事費ということで、質問者が申されましたように、当初予算全額の減ということになりました。

この件につきましては、私どもと消防署との綿密な打ち合わせというか、そういったことが欠かしていた原因かなというふうに思います。

この内容でございますが、昨年消防署の方の施設点検の折に、花山、昭和の児童センターの施設については、300人以上の収容できる施設、300人以上の収容施設であるから、非常警報装置と連動した非常放送設備を設置しなきゃいけないよという指摘を受けました。

その後、それに基づきまして、私ども2施設について、予算措置をさせていただいて、今年度整備していく予定をしておりましたが、その後、消防署の方の話し合いの中で、確かに300人以上、この300人以上というのは、消防署の見解としましては、確認申請上積算をして、消防署の方で決定するということですが、300人以上ということではあるものの、現在も一堂に300人収容した、私どもの話の中で300人以上が一堂に収容したこ

ともなければ、今後も300人以上が一堂に収容と
いうか、入所することはあり得ないということ
を考えた上でその消防施設の特例の申請をして
いただければということで、それについては設置
は免除できますよというお話がありましたので、今
回その工事費、工事に係るものについては、中止
というか、取り下げをさせていただいたもの補
正減でございます。

以上です。

○坂田委員

わかりました。この300人以上ということで、
私も思い出すのが、この6月定例会において、町
内の公民館、防火対象物定期点検、これがですね、
市内6町にそういった消防署から今までの免除さ
れていた点が適用されるということで、私も今日、
たまたま出かけに地元の会計さんに確認したとこ
ろ、やはり10万円の請求書が来ていると。そして、
その定例会の折に、もちろんちょっと担当が違
いますけども、担当部長から何とか補助をしてもら
えんかと、そういったことを質問したところ、町
内のことには、それは町内でやってくれというこ
とでございました。

たまたま今、その300人収容が適用云々が出
ました。確かに我々の公民館においても、300人収
容ということはまず考えられません。もちろん過
去にもありません。ただ行政といいますか、平米
から割り出して300人以上という数値が出たわけ
でございます。

今、課長、ちょっと今回の件とは違いますけど
も、そういった点で、今回この件に関しまして、
消防署に話し合いの折に強く当局から要望された
のか、またそこら辺すんなりとそういった消防署
からの提言といいますか、そういう形でこれは適
用除外になったのか、そこら辺の過程をちょっと
お聞かせいただきたいと思っております。

○子ども課長

私ども、当初その辺を、もう少しその予算を計
上させていただくときに、消防署との話をもう少し
私ども指摘を受けたそのまま受けていったわけ
ですが、設置に関して、私ども、8月ごろだった

と思うんですが、この適用の関係のことをお話を、
消防署の方に出向いてお聞きしたところ、その後、
ごめんなさい、10月ごろです、8月でない10月ご
ろだと思います、そのときにですね、消防署の方
から、いや実は知立のあの施設については、先ほ
ど言いました、こういう適用ができるので、申請
をすれば適用除外という話が出ました。

その後、うちの方も、その申請によって施設に
ついてはしなくてもいいという消防署の方からお
話をいただきましたので、それならばということ
で、今回補正減させていただいたということでご
ざいます。

○坂田委員

公民館の件に関しましては、私どもまたいろん
な折に、これは要望していきたいと思っております。

ただ、当局に対して、先ほど申した6町から要
望書も出ておりますので、またその辺のところを
十分御協議いただきたいと思っております。

それとですね、41ページの5目浄苑費の燃料費、
219万4,000円増額補正されておりますが、当初予
算からいきますと、約4割近い増額補正となっ
ております。当初予算が565万6,000円。これは恐ら
くこの年初来の大変な燃料費、いわゆる原油の高
騰からそこら辺を考慮しての増額補正と理解して
よろしいのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○市民課長

今回のこの補正でございますが、質問者おっし
ゃられるとおり、灯油代がかなり急激に上がった
ということで、今回219万4,000円という補正の要
求をさせていただきました。

また、実際のところ、今、灯油単価が下がって
おりますので、またこの補正を組んだ時点では灯
油単価が、私ども契約単価が10月、11月は128円
だったものですから、必要量にこの128円を加え
た結果がこの数字ということでございます。

以上でございます。

○坂田委員

今回、小学校費、中学校費、また給食センター、
すべてのところでこの燃料費、増額補正ですべて

で約700万近い増額補正となっております。

今、課長から説明いただきました、こういった、例えばここに載っております浄苑費の燃料費、これらについては、大体何ヶ月単位で、今10月、11月ですか、そこら辺の金額をお聞かせいただきましたが、こういった契約方法をとっておられるのか。

例えば今回のこの補正が、この年度内のそこら辺の単価を見越しての補正なのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○市民課長

単価契約自体は、これは総務課の方で行っておるわけなんですけど、こういった燃料費につきましては、日々変わっておりますので、ほとんど、例えば今回のように、10月から11月でといっても、11月でまた変わることもありますので、ほとんど毎月変わっているというような状態でございます。

ちなみに、灯油単価を見てみますと、10月現在で128円、11月で108円、この12月の契約が88円と、このようになっております。

以上でございます。

○坂田委員

それでは、この金額は、スパンでいくと、どこまでのこの燃料費を見越しての補正なのか。その点お聞かせください。

○市民課長

これは10月から来年の3月までの間を見越しております。

以上でございます。

○坂田委員

今日の中日新聞にも載っておりましたが、石油市況の価格が、ガソリン価格が2005年の3月末以来の安値となっておりますと載っておりました。

そしてまた、今後さらに原油価格は下落するであろうと、そういった記事も載っておりましたが、そうしますと、今回のこの補正された金額については、ある程度年度末でこれは不用額として残るといふふうに理解してよろしいのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○市民課長

私どもと浄苑の方はですね、この灯油価格の単価自体もあるんですけども、この4月から11月までの実績を見ましても、去年は3ヶ月のブランクがありますので、18年度と比べまして、人体で約70件火葬がふえております。

そういったこともありますので、やはり少しどうなるかわからんわけなんですけど、その辺も見込んで一応3月までの予定として出しております。

ただ、その結果が灯油価格がもっと下がっていかば、不用額というか、3月でまた補正減ということもあるのかもしれない。

以上でございます。

○坂田委員

ありがとうございました。

次に、43ページの塵芥処理費のうちの分別地区集積所整備工事費、398万円増額されております。この内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○環境課長

今御質問のありました、分別地区の集積所の整備工事費ですけれども、これにつきましては、新林町の方に集積所がございます。場所はといいますと、東新切公園の一部を利用して、集積をしておるわけですけれども、今回、都市計画課の方は、東新切公園をリニューアルの整備工事をするというようなことで、ごみ施設、そういったものについて、公園での設置は余り好ましくないというようなお話もありまして、たまたま都市計画課の方が東の方に50メートルぐらい行ったところで、現在竹やぶのところですが、寄附をいただいた土地があるというようなことで、そちらの方に移設をしてほしいというような話がありまして、私の方も地元さんの方にお話をさせていただいて、今回そちらの方に移設をするという工事費の計上でございます。

○坂田委員

まるまる今あるのを移設するというのでいいわけですね。この集積所の整備については、各地区からいろんな要望が出ていると思います。

私の地元の1カ所も出しておりますが、そうい

った現在どれぐらいの次年度に向けての要望が出ているのか、また内容もどういった整備の要望が出ているのか。

恐らく、そこら辺に基づき次年度の予算の要望もされていると思いますが、そこら辺のところ、現時点でわかる範囲内でお聞かせいただきたいと思います。

○環境課長

来年度ということで、要望が出ておりますのが、3地区の要望が出ております。

○坂田委員

3地区出ているということですが、その3地区の要望はすべて受け入れて、次年度実施されるのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○環境課長

環境課ということで、予算要望を今さしていただいております。

○坂田委員

予算が通ればという話ですね。

もう1点お聞きいたしますが、私は6月の定例会で、市民の分別意識の高揚を図る観点から、またそして地区における分別の指導員の理解をいただくためにも、各町内の集積所に、プラごみや資源ごみ、リサイクルされる過程、またそしてリサイクル後の結果等を記した、何らかの形の看板設置を提言させていただき、そのときの部長の答弁から、なるべく早い時期に各集積所に掲示するよう努めるという御返事をいただいておりますが、その後この私の提言は没にされているのか、まだ生きているのか、そこら辺のところお聞かせいただきたいと思います。

○環境課長

今、御質問者の言われたように、各集積所に資源の最終的な行方というようなことで、看板設置という御要望をいただいております、私の方も、看板設置ということになりますと、予算的なこともございまして、できればと思っておりましたけれども、予算の執行状況、そういったものを見ながら、そういった看板が作成ができるかどうかということをお見とおったわけですが、

またこれにつきましては、委員の方から御質問がありまして、私どもの知立市広報の方で、8月号だったと思うんですけども、一応そういったごみの行方と、ペットボトルだとか、プラごみ、そういったものごみの行方ということで、広報PRをさしていただいております。

それで、そういった広報資料で、そういったものを大きくして掲示ということであれば、今すぐできるようなことを思っておりますけれども、もう少し予算の執行状況を見ながら、ちょっと順次、考えていきたいというふうには思っております。

○坂田委員

今、課長のお答えで、ちょっと私、頭では理解できないんですが、私の提言したその設置する看板に、そんな難しいことを言っておるわけじゃないんですが、簡単にどのように流れてリサイクルされたものが、皆さんの集めてリサイクルされたものがこういうような製品になりますよとか、そう難しいことじゃないと思うんですが、いまいちもう一度その私の提言に対するお答えをお聞かせいただきたいと思います。

やってもらえるのかどうなのか。難しいことなのか。そこら辺お聞かせください。

○環境課長

すぐということで御質問されてみえるかと思っておりますので、私どもの方で広報の方でPRさせていただいた現行を拡大をさしていただいて、それを設置をしていきたいというふうには思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○馬場委員

それでは、補正予算の方の質問させていただきます。

最初に、本会議でも申し上げました、緊急保証の関係でありますけれども、まずその前に、45ページの商工費の関係でありますけれども、職員給与費で時間外勤務手当59万3,000円減額されておりますけれども、本会議で、市の全体的な時間外が18年度に比べ19年度は120万円ほどふえているというふうにお聞きしたわけでありまして、経済課としては、時間外の実態はどうなっておるのかと

いうことでありますが、ふえているのか減っているのか、減額されておりますけれども、その辺のことを教えていただきたいと思います。

○経済課長

詳しくは人事の方で把握しておりますが、商工、観光の方の係でございますが、昨年、まちづくり交付金の関係で新しく職員が1人入って替わってまいりましたが、今年2年目ということもございまして、時間外が減っているようには感じるところでございます。

ですから、この59万3,000円という指摘でございますが、商工観光事業における精査した部分と職員のなれによる減であろうと思います。

○馬場委員

観光業がありますからね、観光となると、そのシーズンになると大変忙しいからというふうに思っておりますが。

それですね、商工関係で、この経済課の職員が市内の中小企業者、ここら辺のかかわりというのは、いつも出てくるのは、商工会を通じてというお話がよく出てくるわけですが、商工会を通して全部が対応されているのか。

また、直接こういう時期ですから、情報の提供とか、いわゆる緊急保証制度の情報提供とか、実態調査とか、そういうものについては、どのようにされておられるでしょうか。

○経済課長

市内の中小企業とのかかわりということでございますが、一つの例、融資で申しますと、ほとんど金融機関の方を窓口として、今回の緊急等も含めてでございますが、行っておることでございます。

あとの商工会を通じてでございますが、PR、今の融資を含めたPR等の連絡は商工会等を通じて御案内をしているところでございます。

○馬場委員

わかりました。

中小企業支援として、今回私ども公明党が推進しました緊急保証制度、これにつきまして、10月31日からの実施ということで、11月5日、本多市

長並びに経済課の方に申し入れをさせていただきますました。

すぐ、いろいろな手を、ホームページも作っていただいて、いろいろなことで早速やっていただいておりますけれども、その中で、一般質問でも私は申し上げましたけれども、中小企業の支援策として、緊急保証制度の保証料ですね、碧南市並みに保証料全額支援をできないかと言ってしまったけれども、部長からは検討すると、それでも一つと思ひまして、副市長に大きな声をお願いをしましたが、そのときは、やるという、実施するという答弁はいただけませんでしたけれども、早速どうも検討していただいたというようなことで、この委員会に恐らく実施するというきちっとした答弁がもらえるんじゃないかということで、最初にこれ質問させていただきましたので、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○経済課長

本議会の一般質問、質疑等で御質問いただきました、緊急保証制度の保証料補助につきまして、内部で実施に向け検討しますということで、させていただきます、御報告申し上げるわけでございます。

中小企業者に対する原材料価格高騰対策緊急保証、10月31日から始まったわけでございます。

知立市におきましても、県の融資制度と同様、中小・小規模事業の資金繰りを支援する新保証制度を行うこととさせていただきます。

内容といたしましては、次のとおりの内容で行わせていただきます。補助につきましては、現在あります、信用保証事業補助金交付要綱があります。その中に緊急保証を加えて実施をします。

額につきましては、支払信用保証料の100パーセント、それから10万円を限度とさせていただきます。

次に、取り扱いの期間でございますが、国の方にあります緊急保証制度に合わせまして、10月31日から22年3月31日までとします。

ですから、既に融資を受けられた事業者も、10月31日に遡及して対象とさせていただきます。

実施につきましては、信用保証料事業補助金の交付要綱の変更を既に決裁で済ませております。

本日の委員会に報告させていただきまして、遡及をし、10月31日の施行とします。

それと周知につきましては、金融機関との連絡調整をするとともに、ホームページ、それから記者発表を行いまして、早急に進めてまいります。

以上です。

○馬場委員

わかりました。10月31日に遡ってということですから、既に21件が認定されておるといってございまして、そういった方たちにも直接周知徹底していただきたいというふうに思います。

これはしっかり知立市がPRすることによって、要するに今中小企業の人は大変な思いをしている。私たち知立市だけじゃなくして、周辺の中小企業者の、また特に小規模企業者の大変なことがございますので、そういった人たちにも影響を与えて、各市がきちっとまたこの保証制度の保証費についての支援をしていただけるのではないかとこのように希望を持っております。

最後に、昨今のこの経済状況を考えますと、中小企業者にとっては大変な今状況でありまして、年末を迎えて、さらに厳しい状況であるということ、資金繰りの支援をすることが必要であるなということ、強く私どもも中小企業者と対話する中で思うわけでありまして、

本多市長も、この選挙戦を通じて、中小企業者の支援についても、昨今の状況を見て、何らかの形できちっと手を打たなくてはならないというように熱く語られておったわけでありまして、最後に、市長、その中小企業者の支援に対する思いを一つお聞きしたいなというふうに思います。

○本多市長

今の経済状況を考えますと、これだけ悪くなるとだれも想像はしてなかったんですけども、中小企業の支援というのはいろんな形がありまして、今、議員おっしゃるような支援の仕方もありますし、あるいはこれから産業立地を今から講じてい

く、私がやっていくわけじゃありませんけれども、そういう知立の対応、その中で税制面での補助だとか、そういう支援もこれからきちっとやっていかなきゃならない。

知立市は大型法人がないものですから、そういうところで、比較的安定した税の中で事業をやっておりますので、そういう面では大きな心配はないんですけども、しかしこれからは産業立地や支援に対する対策を、いろんな方法で考えていくべきだというふうに思っております。やっていただきたいと思っております。

○馬場委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それで、次に33ページでありますけれども、緊急通報装置借上料委託料ということで67万5,000円が計上されておまして、当初では、借上料、委託料、設置撤去代ということで773万6,000円計上されておまして、合わせますと840万円というふうになるわけでありまして、19年度の設置数は304台だったというふうに思いますが、現在の設置数は何台で、また借り上げ、委託、設置合わせて1台幾らになるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○長寿介護課長

現在の台数は306台です。それで単価につきましてお知らせします。委託料につきましては840円です。それで、借り上げにつきましては、1,260円とペンダントの追加分が1,890円です。

○馬場委員

18年度251台だったんですね。それから19年度304台ということですが、年々やっぱり高齢化率も進んでおまして、ふえてきているなというふうに思うわけでありまして、以前にも質問をさせていただいたんですが、その実施要綱がありまして、この実施要綱では、対象者とする者に五つあるわけですね。おおむね65歳以上ひとり暮らしの者、65歳以上の者でその同居者が障害であると、緊急時の対応が困難な者、それから身体障害者のみの世帯、それから前項に準ずる世帯に身体

障害者、そして、最後にその他の市長が特に必要と認められた者ということで、五つ対象者の条件があるわけでありすけれども、例えばですね、今要望いただいたのが、80歳のおばあちゃんがおりまして、その方が息子と二人暮らしなんです。

息子は昼間もちろん仕事に行っていますし、それからこんな時期ですから、日曜日と土日も休まずに仕事に行っておるわけで、なかなか昼間いないというのが実態でありまして、そしてまた夜は遅い。余りうちに帰ってこないという、こういうような方がいらっしゃるって、そのお母さんは虚弱老人で、大変今心配しておるといふことで、この緊急通報装置の設置がお願いできないだろうかということなんです、この五つの条件には当てはまっていないんですよ。

したがって、こういう方たちは、5番目にある市長が認めるという、こういうことで設置できるのかどうかという、申し込みしていいのかわかるのかという、ちょっとこのことを心配しておるわけでありすけれども、その辺を教えてくださいたいというふうに思います。

○長寿介護課長

質問者がおっしゃられるとおり、心情的には非常によくわかります。ですが、制度上、枠を広げますと、すべて実施という形になるかと思えます。それで、各項の特例事項というものは、上の1、2、3、4と4つありますよね。述べていただいたとおり。それに準ずるような場合というような解釈をしていただきたいなと思えます。

よろしく願います。

○馬場委員

ちょっと難しかったけど、要するに設置できるのかでいいのかというところへ、準ずる思いはあっても、実際に設置できるのか、適用できるのかということなんです、このもう一つ、5番目の市長が認めることというのは、どういう状況のことを言うのかなというふうに思うんですが、教えてくださいたいと思います。

○長寿介護課長

すみません。心情的にはということですが、実

際的に今おっしゃられました80歳の虚弱老人の高齢者の方と健全な息子さんが同居している場合に、申請がございまして却下をさせていただくことしかできません。

そうしますと、非常に心が痛いわけですが、現行では、御勘弁を願いたいということで、特に認める場合というのは、先ほど私が述べましたとおり、1から4に該当するに準ずるような場合でございまして、よろしく願います。

○馬場委員

なかなか、壁があってね、大変ですね。

以前にもお願いに行ったら、そのようなことで、やられたんですが、結構、こういうひとり暮らしじゃないんだけど、当てはまらない御老人の方が結構いらっしゃるんですね。

夫婦であっても、すごいおじいさんかおばあさんを見ておるとか、そういうような状況の中で、身障者になる場合は使えますけれども、そうでなくて、本当に虚弱老人でまだそこまでは至っていない方もいらっしゃる。

それはまあ、これ窓口広げますと、条件広げますと、ぱっとふえるんじゃないかというようなこともあるかと思いますが、この辺の社会情勢も含めて、これから高齢化どんどん進んでくる、そして地域でいろんなそういう要援護者のこともやらないかという中で、コミュニティ活動は必要でありますけれども、しかし緊急の場合、これ緊急通報装置ですから、やっぱり必要になってくるのではないかなということで、こういったことはやっぱりもう少しその辺のことを考えていただきたいな。よそではどんなことをやっているのかなということも含めて、そういう人たちが助けられるような施策にならないのかなということで、今日のところ課長は、それ以上のことは言えないかもしれませんが、一度、しっかりその辺のことを状況を踏まえて検討していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○長寿介護課長

御質問者の意向にこたえまして、今後検討させていただきます。いい方向にできればいいなと思

っておりますが、なかなかそのようにならないかもしれませんので、御容赦をよろしくお願いいたします。

○保険健康部長

ちょっと、私の方から補足をさせていただきます。

同じようなものが、NTTが実施をしております、これはどなたでも申し込みができるわけでございます。

この場合は、消防の方には通報はいきませんが、あらかじめ決めた3人の方の電話なり携帯の方に通知がいくようなシステムでありまして、費用も、ちょっと金額ははっきりしませんけども、月額1,000円以下ぐらいの賃貸料で借りることができます。

そういったこともございますので、その方の経済的な事情も考えまして、経済的に息子さんがしっかりして働いておって、経済的に余裕のある方まで、そういった昼間だけの方に付けていく必要はどうかということもありますので、そういったことも、経済的な事情なんかも含めた上での検討ということをお願いいたします。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○馬場委員

状況は大変な状況になってきておりますので、一概に今の条件では、それは、かもしれませんが、これは地域の民生委員もいらっしゃいますし、そういったこともこれから御要望が出てくるかと思っておりますので、このことについては、しっかり検討していただくとともに、今、部長の方から、NTTのお話もございました。

こういったこともよくPRしていただければ、私も聞いたことはあるが、値段はどのくらいしたのかなということまで調べておりませんでしたの

で、その辺のこともPRしていただければ、それはそれで活用できるというふうに思いますので、その辺も一つまたよろしく。ホームページを使っても、広報でも結構ですので、お願いしたいなというふうに要望しておきます。

次に、39ページですね、公立保育園の運営費の643万3,000円計上されておりますけども、消耗品費と賄材料費ということですが、この内容について、お聞かせいただきたいと思います。

○子ども課長

これにつきましては、3歳児未満、それから3歳児以上によってそれぞれ国庫負担の最低基準が一般生活費として定まっております。

3歳未満については9,550円、月額ですが、それから3歳以上については6,466円というふうに定まっているわけですが、それに基づいて各保育園に予算配分しているわけですが、最終的に、その増額になった理由としましては、園児の増加ということによるものでございます。

以上でございます。

○馬場委員

わかりました。保育園の駐車場で、今、各地いろいろ駐車場をつくっていただいて、運営をしっかりとやっていただいておりますが、逢妻保育園の駐車場、以前にもお願いをしましたが、用地確保が一部困難になったというようなことも、状況を聞いたわけですが、今後の対応はどうかかなということと、今、逢妻保育園の園舎の中に職員が止めているということで、この辺も現況の安全性は大丈夫なかなということでも心配しております。その辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

○子ども課長

逢妻保育園の件でございますが、その場所につきましては、職員駐車場というのが、園舎の中にございまして、園庭を通っての駐車場ということで、やはりちょっとイレギュラーな駐車場になっているかなというふうでございます。

ただ、あそこの逢妻保育園につきましては、延長が行われてございません。今現在、パート、時

間給の早く帰られるパートの駐車場につきましては、正門に近いところで駐車、狭いながらも駐車しておりまして、子供たちが園庭で遊び、子供たちの送り迎え等に支障のないように、正門の近くに駐車しております。

ですので、職員は奥の方に、朝来て駐車しておりますので、子供たちの交通安全対策については、御指摘あった以後そのようにさせていただいております。

それから、駐車場の逢妻保育園の確保ということで、私ども6月以降だったと思いますが、それ以後周りの状況の中で、駐車場として確保できそうな場所の地権者の方とお話をさせていただきましたけども、結果、その場所が858平方メートルとかなりの広大な土地になりまして、そこは白地になってましたので、農地転用やっつけいけばというふうに進めておりましたけども、いずれにしても858平方メートルというのは広大でしたので、それを全部市が借地というのは、ちょっと合理的には難しいなということの中で、そこはやはり一部分筆等して、市がお借りしていくというふうに進めておりましたけども、農地転用の中では、全額市があつた分を借りるということであれば、農地転用は問題はないんですけども、その一部ということになってくると、なおかつその分筆した地権者が今後用途をどうされるかという、そこを駐車場にするということは、業というのですか、商売というのですか、業にするような分筆はだめだという見解がございましたので、そうこうしている中では、最終的には、費用面のこともありますけども、御破算になったという経緯がございます。

以上です。

○馬場委員

御破算になったと。園舎の方は安全性を何とか職員にも話をし、みんなで安全性という面からきちっと駐車していただくようにしておるといような状況ですが、やはりこれは駐車場を探さなくてはなりませんので、私も努力しますが、ぜひ心がけておいていただきたいというふうにご要望しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

います。

次に、39ページの生活保護費の扶助費6,759万2,000円が計上されております。

生活保護者数は、その動向というのは、19年の3月末決算で出てましたけども、126世帯の164人、それから20年の3月末で130世帯の168人と、このころは微増でありましたけども、今年度はかなりふえてきているのかなと。

本会議ちょっと数字が聞き取れませんでしたので、現在の生活保護者世帯と人数はどのようになっているのか、教えていただきたいと思ひます。

○福祉課長

20年度の10月末になりますけれど、世帯数が149世帯、人数が198人、4月から、4月末の現在ですと、130世帯の166人です。

したがいまして、世帯が10月末現在で19世帯、人数におきましては32人ふえております。

以上でございます。

○馬場委員

こういう状況なものですから、いきなりふえてきたということで、相当な扶助費もかなり上がってきたというふうな中ですね、本会議でちょっとお話があったのは、ホームレスも9人いるんですか。ちょっとその辺のこと。それから、生活保護を受けているホームレスの方、それから巡回して安否確認をされているようなことも聞いたんですが、その辺の実態は、いかがでしょう。

○福祉課長

本会議でも御説明させていただきました、8月から3回にわたり巡回させていただきました。

公園、また河川の橋の下というのを重点に回らさせていただきました。

県の方含めて4人で最初やりまして、その次は3名になりましたですけど、3回にわたっておる方を見ますと、9人の方があったという実績になりました。

そのうち2名の方、これは夫婦の方でありまして、だんなさんが病気ということで、早速治療していただくように、入院をということで対応させていただきました。その奥様もおられるものです。

から、2人は施設の方へ入っていただきました。そういった経過になっております。

昨日も私の方も回りまして、やはり前回よりもまた若干ふえてきております。6名ぐらいふえているんじゃないかなということです。

ただ、行っても前回の方がいない方が結構おりました。移動されたのか、昼間どちらか行かれたかわかりませんが、新たに6名発生してきておるといふ実態でございます。

その中に病気の方も1人おられるものですから、一度病院の方へ治療を受けていただく方向で進めなければならないかなと思っております。

以上でございます。

○馬場委員

この方たちは、全員が生活保護世帯として受給しておるわけですか。

○福祉課長

全員の方じゃないです。生活保護は先ほど申し上げましたとおり、夫婦の2名の方、それから以前に治療を受けた方、これは俗に言いますと、医療短給です。医療だけ助成していくという、病院へ入院してですね、治療する費用について見ていく。あとは、日用品費と言いますけれど、やはり病院の中で要る費用も要りますものですから、そういったような扶助をしております。

ここ近いうちでは、3名の方を保護したという経過がございます。

以上でございます。

○馬場委員

わかりました。こうした巡回も含めてやっていただくことは大切だというふうに思いますが、以前にも生活保護課の職員の方が大変な思いをしておるといふことで、一般質問で提案させていただいて、1人職員がふえたのかな。今はしっかりやっていただいているような感じでございますけれども、その後、生活保護者がふえているということもあって、こういった問題も起こってきておまして、本当に生活保護担当の職員の体制が万全なのかなということ、ちょっと心配をしているわけでありまして、今は何かスムーズに進んでいるよ

うな感じは受けるんですが、実は、来年度から生活保護受給世帯の地上デジタル放送の受信機支援というのがあるんですね。聞いてないかな。受信機支援策が実施されることが国で決まったわけです。これは12月9日付の新聞報道にもございます。

どうするかというと、福祉事務所にパンフレットを置いて、ケースワーカーが該当世帯を訪ねて対象者に説明し、希望者は申請書を出して、受信機を支給すると。そして福祉施設の入所者もこれに含まれているというふう聞いておるわけでありまして、これまた始めますと大変なことになるのではないかな。今からそんなことが総務省で決まったということになると、その体制もきちっとしていかなきやいかんのじゃないかな。

こういう情報もキャッチをしていただいて、ホームページを開けば多分出てくるし、朝日新聞だと思いましたが、報道されておりましたので、それも含めて、これからもっともっとふえてくるであろう、この生活保護の職員の体制づくりについて、体を壊すことであってははいけませんので、その辺の職員の体制が万全なのかなということ、きちっとやっていただきたいという思いも込めて、その辺の体制について、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉課長

生活保護世帯でございますけれども、10年前と比べますと2倍以上ふえてきておるといふことでございます。

これは、ケースワーカー2人で10年前はやっておまして、今現在もケースワーカー2人でございます。

法の基準、法施行令の中におきましては、240世帯以下は3人付けるというふうになっております。それとももちろん庶務的な人も付けないといけません。これ、あと1人は査察指導員でございます。基準でいけるとしますと、ケースワーカー、今2人ですけれど、3人置かないといけない中でございます。それと査察指導員。日常はやはり2人ですと、この世帯は大変でございます。もう残業になってしまいますし、夜も訪問に行ったり、

病院へ行ったり、回っております。やはり3人欲しいなという、私の方の担当としては考えております。もちろん、要求はさせていただいております。

先ほど議員からありました、デジタルの関係はちょっとまだ私の方は具体的にちょっと確認しておりませんものですから、申しわけございませんけど、いずれにしても仕事がどんどんふえてくるじゃないかと、景気も含めて対象者もふえてくるということで、一応は認識しておりますし、人も欲しいなというふうに希望しております。

以上でございます。

○馬場委員

わかりました。本当に仕事がどんどんふえてくるということ、また対策も含めて、万全な体制で臨んでいただきたいなというふうに思っております。

次に、41ページの不妊治療費の補助金でありますけども、112万8,000円計上されていまして、当初予算で160万計上されておったわけですが、これで補正で112万ということですから、大幅にこれは補助金がふえたなということで、合わせて272万8,000円となるわけですが、その内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○健康増進課長

今の質問にお答えさせていただきます。

19年度におきまして、不妊治療の制度が始まりましたけども、当初19年度においても、そう人数が上がってこなかったわけです。

11月末現在で22件の48万と、今年度につきましては8件でありますけども、11月末現在30万ちょっとという段階でありますけども、昨年度も2月、3月と、2月が10件、3月が53件というふうに、年度まとめて申請される方が非常に多かったというところで、20年度において当初でこれを組むことが非常に難しかったというところで、今年度も確かに今現在少ないわけですが、今後申請される方がどんとふえてくるのではないかとという予測において、昨年度と最終の決算の同額の金額を補正で上げさせていただいたということでありま

す。

以上です。

○馬場委員

よくわかりました。対応策を万全にしていきたいということかと思いますが、知立市の妊婦健診の方、一般質問でもさしていただきましたが、来年度14回まで単独で拡充すると、本多市長が決断をして、その予算措置もしていただいておりますというようなことでして、そんなときに、国が、私も公明党の提言もあつて14回無料化を打ち出してきたという中で、9回分の、知立市は不交付団体ですから、9回分の2分の1の補助分ということで、これを何とか対応していただきたいというようなことがありまして、ぜひ子育て支援の拡充として不妊治療の拡充ということで、赤ちゃん訪問事業の拡充、それから不妊治療の拡充というようなことで提言をさせていただいたわけですが、長寿介護部長からは来年度拡充していくよというような答弁もございましたけども、ちょっと書き取れませんでしたので、不妊治療費の拡充と赤ちゃん訪問事業の拡充について、もう一度お知らせいただきたいと思っております。

○健康増進課長

赤ちゃん訪問の拡充につきましては、今年度まで新生児、第1人目の新生児しか訪問事業を行っておりませんでしたけども、来年度からはすべて生まれた方の家庭を訪問していこうというところで考えております。

あと、不妊治療の拡大でしてでしょうか。

○佐藤委員長

しばらく休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康増進課長

今年度につきましては、40件ですけども、昨年度の最終の件数90件でありましたので、その件数でもって予算付けをさせていただく予定であります。

す。

以上です。

○馬場委員

赤ちゃん訪問、本当にこれ要望がありまして、提案さしていただいたんですが、やっぱり新生児もですけども、赤ちゃんを、少子化対策も含めて、万全な体制で見守っていただきたいという要望がございまして、本当にありがたいなというふうに、早速私も報告させていただきましても、やっていただきたい。

そしてまた不妊治療費の助成についても、こうした拡大を、19年度よりも拡大をしていただけるということで大変ありがたいと思います。

よろしく願います。

最後に、43ページの、刈谷知立環境組合の分担金のところで、一般廃棄物の処理施設等整備事業基金積立金、財産収入ですが、140万円ありますけども、この内容の説明をお願いします。

○環境課長

この基金の積み立てでございますけれども、一般廃棄物の処理施設と整備事業の基金積立金ということで、これにつきましては、基金を設けておりまして、その20年度の最終見込みの基金の計上をさせていただくということでございます。

○馬場委員

これで、全部でどれくらい基金があれされたのか。財産収入となっておりますけども、この辺はどういう形なのかということまで教えていただければと思います。

○環境課長

基金が19年度末でございますけれども、7億3,267万2,834円、こういった基金がございまして、これが20年の3月24日からの12ヵ月間ということで、利率が0.44パーセント、これから利子が生まれたということで、その利子分を基金の方にまた上乗せをして、積み立てをしていくというものでございます。

○馬場委員

よくわかりました。これまで、刈谷知立環境組合の中でもそうですが、機会あるごとに提言をし

てまいりました、リサイクルセンターの設置、環境組合の中でどうだという話をしてまいりました。

刈谷の議員からも、そういうのを一部組合の方でリサイクルセンターをとという要望がありまして、これは本多市長が副管理者という立場もあって、組合議会でもお話をさしていただいたことがあるわけでありまして、設置することは聞いておるんですが、いつごろどのような規模で、どういう形で設置されるのかなということがわかっていれば教えていただきたいと思います。

○環境課長

ただいまのリサイクルプラザの関係ですけれども、これにつきましては、来年の4月1日施行ということで、現在の新施設ですね、こういった中で実施をしていくということで、面積が約240平方メートル。それから休館日ということでは、毎週月曜日、それと年末年始ということで、開館の時間が10時から4時までということで。

それからあとリサイクルショップの関係ですけど、出品者につきましては、営利を目的としない者で刈谷、知立に住所を有する方。出品の数ですけども、1回の出品の数が20点以内。ただし洋服等につきましては5着以内。出品に係る手数料ですけれども、1回につき200円。そういったようなことで、4月1日からリサイクルプラザの運営が始まるというものでございます。

○馬場委員

わかりました。新施設の中でおやりになるということでございますが、こういったPRをどのような形でやられるのかしりませんが、広報あるいはホームページ、そして私ども議会にもきちっと報告していただければというふうに思いますので、そういう資料がありましたら、ぜひお願いしたいということと、PRをしていただきたい。

もう一つはですね、旧の施設をどうするかと、恐らく再利用していかなくちゃいけないんじゃないか。あれを壊すとなると、また分担金がふえてくるということになると、まだ今状況としては、使える施設ではないかな、すぐ壊さないかんような施設ではないんじゃないかなということから、

どのようにこれを考えておられるのか。その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○市民部長

旧施設の問題でございますけれども、新施設については、御案内のとおり12月1日からごみの受け入れをしまして、焼却を始めております。

旧施設が3月31日でもってすべて終わるわけですが、資源ごみの部分については、そのまま残ってくるわけですが、旧の施設は、新たにそこを再利用ということは、ちょっと現行の施設からすると難しいだろうなというふうに思っております。

じゃ、先ほど御質問ありましたように、取り壊しをどうするかという問題が残るんですが、このあたりについてはもう一度知立と刈谷と両市の事務関係の方にお集まりいただいて、取り壊しをどうしていくかということになるかと思うんですが、昨今の経済情勢なり市の収入の不足から考えますと、取り壊すにも相当な事業系の産廃ということになりますから、かなりな費用がかかってくるだろう。そのための費用をどうするかということと、今後の新施設の運営費の方も今までとは大分大幅に変わってくるだろうということで、なかなか一気に取り壊す話は、すぐにどうするかということとはなかなか持ち上がってこないんじゃないかなというのが、私の予想されるところでございます。

○佐藤委員長

ほかに質疑ありませんか。

○久田委員

私、二、三点お聞きします。簡単にね。

33ページで、知的障害者福祉事業費、登記委託料だとか、あるいは障害福祉サービス費等支払手数料というのが掲載されているわけですが、第2けやきの方におきましては、給食の関係はどういうふうになっておるでしょうかね。

○福祉課長

第2けやきの運営ですか。給食。

給食というと、食事ですね。食事のサービスということですね。もちろん今現在でも第1けやき

とも給食サービスということをやっておりますので、同じような新しい自立支援に基づく給食サービスということで、通所ですので、行っていきいたいと思っておりますけれども、以前からいろいろ給食ということについては、いろんな高いじゃないかとか、負担が多いということでございましたけれども、幾分か国の方がある程度軽減してくる対応をしていただいておりますので、前ほど負担はないかなと思っております。

第1けやき、第2けやき、合わせながら給食サービスは行っていくということでございます。

以上でございます。

○久田委員

あわせて、送迎の関係はどうなっておるでしょうかね。

○福祉課長

送迎については、現在第1けやきが送迎サービスを行っております。これは今現在国の方の臨時特例交付金の中の補助金の4分の3いただいておりますものですから、送迎サービスについては、負担のかからないように、助成を今やっております。

ただ、第2けやきについては、これから送迎について、具体的にどういうふうにするかは、これからですけど、もちろんこういった制度があれば助成していきたいなというふうには考えております。

ただ、国の方が特例交付金ですので、今後どうなるかというのがございますけれども、恐らく国の方も助成してくるんじゃないかなというふうになっております。

これは、今度の25日に県の方で説明会がございますものから、そこで明らかになると思います。

以上でございます。

○久田委員

今度は39ページで、馬場委員がしっかり質問してみえた、この生活扶助費2,867万5,000円、こちら辺が非常に金額が多いということですが、派遣切りだとか、リストラによった人が既にこう

いうところに申し込みに来たという実績というか、そういう事例というのは、今ありますでしょうか。

○福祉課長

今のところは、ないことはございませんけれど、全部が全部じゃないです。ふえてきた中では、やはり高齢な方、病気の方がほとんどですので、一部派遣の方がどうしても仕事がないということで、見えた方もございます。すべてがそういうわけじゃございません。ただこれからがふえてくるんじゃないかなという想定は持っております。

以上でございます。

○久田委員

最後に、45ページ、これも馬場委員が質問されてみえた件ですけど、この商工総務費のところ、緊急融資というのは、市が不況業種と認めてそれを銀行に持っていけば融資が出るというふうを考えてよろしいでしょうか。

○経済課長

この制度につきましては、市の側といたしましては、認定、その618からちょっと若干ふえて、ちょっと件数はそれより今現在ふえておりますが、その業種に該当するか否かを認定をいたしまして、それをもって金融機関の方に事業者においては融資を受けていただくという格好になります。

○久田委員

認定をして、それを銀行に持っていけば100パーセント融資が受けられるという考え方でいいですか。

○経済課長

あとは信用保証の方がつくということで、保証協会の方に申請をいただいて、金融機関からの融資ということになります。

100パーセントというのは、ちょっと金融機関との交渉がございますので、まずなろうかとは思いますが。

○久田委員

市の方が、どういう業種が認定、今認定業種ふえてますよね、不況業種が。例えば売上げでいくとどういうふう減ってきたとか、そんなような、去年の売上げと比べてどうのこうのとか、あ

るいはそういうマニュアルというものがきつとあると思うんですけど、そこら辺ちょっと教えていただきたいんですけど。

○経済課長

失礼いたしました。現在698業種ということで、具体的に何々業、何々業ということで、当てはまるかを審査をしております。

それで、その業種の認定をした認定書というものでもって対応をしていく格好になります。

○久田委員

そうすると、今現在21件認定したんですよ。知立市としてはね。

またこれからふえてくるかもしれないけれども、そうすると、その認定して仮に融資が出るとすると、9月のときにも、経済課長にお聞きしたんですけど、預託金が1億、市が積んであるよと、それから県の方が1億預託金が積んであって、その中で協調倍率があるもんだから、2億だけれども、3億とか4億までは貸し付けが可能だというような、そういうようなニュアンスの答弁があったと思うんですけど、今後これがふえちゃう可能性があるというふうに私思うんですけど、そこら辺どうですか。

○経済課長

失礼しました。

市の方から1億、それから県の方から2億、合計3億ということで実施をしております、その約2.5倍でございますので、3億ですから、7億強になりますかね。その金額を目標としておりますが、今回の緊急保証につきましては、この部分ではございませんので、従来行っております、県の融資制度について対応しておりますので、今回の緊急保証については、そのものとは違うふうに理解しております。

○久田委員

そうすると、その預託金とは関係ない、国の3兆円か何かからの融資で、国の緊急融資の3兆円の中でやっていくということだから、預託金とか、そういうことは関係ないという考え方でいいわけですよ。

例えば、信用保証料補助金なんかは、さっき言っていたように2分の1で、最高限度10万円。それは融資してもらって、銀行の方からきつと請求書か領収書かしらないけども、それを市の方に出すと市が払うという格好になると思うんですけど、全然市はノータッチだよ、だから。

お金は出すけど、この業者に出してあげようとか、そういう市の指導というものは全くないわけですかね。

○市民部長

今までの信用保証料については、当然市の方も融資してますから、出資してますから、逆に言うと、銀行が直接貸し出す決定はしますが、その調査等については、我々の方が調査に回って、信用保証協会の方へ回っていくということで、信用保証料についても、協会の方から幾ら信用保証料がありましたということでわかるわけでありませぬ。

ですから、先ほど申し上げた50パーセントであったり、40パーセントの間で10万円の補助をするということで、今回の緊急融資については、我々はさっき課長が申し上げたように、不況業種の指定業種であることを認定をしていくということで、それは直接銀行が信用保証料をということで、信用保証協会が一定料保証料を取って認定していくわけでありませぬので、我々が実際そのことを調査をするわけではありませぬ。

ただ、信用保証料に100パーセントの補助を払う関係で、銀行なり保証協会の方に今回の融資の制度については、きちっとPRをして、何らかの連絡をとるような形をとる、もしくは本人からこういう保証でしたということ、申請段階で出してくださるということの確認はこれからしていくということになるということでございませぬ。

以上です。

○久田委員

最後ですけど、21件不況の方が市の方に認定したと。この21件ね。市が認定したんでしょう。

この業種は不況です、不況業種ですと。その21件の中で、今何件ぐらい融資を実行された企業と

いうか、小売業というのは、あるかというの、把握してみえたら教えてもらいたいですけど。

○経済課長

先日の中では21件ということで御報告を申し上げました。現在で申しますと24件、3件ほどふえておるわけでございますが、今回の緊急の全国融資を受けたということで、直近で確認をしておりますのは、うち4件でございます。

あとにつきましては、申請中であつたり、まだちょっと未確認のものであつたりしております。

○久田委員

ということは、やっぱりあれだね、それ、不況業種ですと認定してもやっぱり融資を受けられない業種や受けられない中小企業の方も見えになるということだよ、きつとね。

○市民部長

久田委員おっしゃいますように、今回については、1ヵ月しか認定期限がありませんので、既に10月31日で認定を受けられましたけども、本会議で申し上げたように、もう既に期限の切れてみえる方もあるわけですので、とにかく認定を受けておこうと、その後借りるか借りないかはこれから後の調整ということになりますし、銀行との打ち合わせになりますので、そういう意味では先ほど経済課長が申し上げたように4件で終わっている部分がありますので、ちょっとそのあたりについては、県の信用保証の融資を受けるのか、緊急を受けるのかと、この辺の選択も事業主にはありますので、今の段階で必ずこれが受けれるとか、そういうことは市側が保証しているということではないということだけ御理解いただければありがたい。

○久田委員

そういえば思い出した。本会議のときに、その不況業種のやつは、保証人も要らなかったかね、担保も要らなかった、別枠でやれると言っていたよね、きつと。そういうメリットがあるって言ってたね。

それで、その商工業振興資金と緊急融資で迷っておるといふのは、そこら辺の中身というのとはどれで迷っておるかというの、わかっておつたら

教えてください。

○市民部長

どうして迷っているかということですけど、この制度上のやつを少し私も持っておるんですが、いわゆる担保要件もありますでしょうし、それから利率が変化をしていったり、保証料がということがありますので、その借りの金額、経済、その事業主の状況によって少しずつ利率が変わったり保証料が変わったり、じゃ、どっちが損か得かということもあったりするのではないかなというふうに想像ができます。

以上です。

○久田委員

すみません、要らんこと聞きました。

本当はチラシをもらってくれば、ここで質問するあれはなかったんだけど、このチラシというのは2階にあるんですか。ああそうですか。

はい、ありがとうございます。

○高笠原委員

今の信用保証の件でありますけれども、いろいろと手続や条件、そういうものがあるかと思えますし、本会議質疑のときでは、部長は、すり足できちんとまだはっきりと答弁をしてもらえなくて、今日のこの委員会で答弁をいただいたわけでありましてけれども、いろんな要件、そういうものもありますので、その書類をね、ペーパーを一つ全議員に今この状況の中で皆さんが心配してますのでね、ぜひ提出をしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○市民部長

配付をさせていただきます。一応新聞発表するなり、概要を少し作りましたので、それをまた事務局の方と打ち合わせをさせていただいて、早急に皆さん方にお配りさせていただきますが、連絡箱になる可能性があります、それでもよろしくうございますでしょうか。

○高笠原委員

連絡箱で結構ですが、早急に知りたいと思えますので、どのぐらいの期間お待ちすればよろしいでしょうか。

○市民部長

今日中に配付をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○高笠原委員

どうぞよろしく願いをいたします。

それで、大変な経済状況の中での、先ほどホームレスの話が出ました。福祉の方で巡回などもやっていたいておりますけれども、公園だとか、河川、こういったところに今見回りをおいていただいておりますけれども、このところ派遣切り、こういうことで知立団地の中にあります、6号公園にもホームレスがおります。

それで6号公園につきましては、市の管轄、こういうことになりましたが、そこには見回りをしていただいたのかどうか、お聞きいたします。

○福祉課長

6号公園にはちょっと寄ってなかった記憶ですけど、ちょっと今のところ回ってない記憶です。ほかの公園になると思います。

○高笠原委員

私も市の方が見に来てくださってないような感じはいたします。

毎日毎日、私も調べに行っているわけではありませんが、同じ団地内に住む者として、いろいろと皆さんからも情報も入りますので、見について、お一人には会えました。その方は、高浜から見えた方で、子供さんも連れてのホームレスでありました。ところが、その翌日はいらしゃらなかったということで、流動的ではありますけれども、いろいろ御近所の方にお聞きいたしますと、この6号公園で3名を見たと、こういうふうに言われる方がありまして、私はたまたまお一人にしか会えなかったわけですが、この見回りの範囲を特に市の施設管理しているところ、そういったところを全部把握していただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○福祉課長

公園すべてというのがちょっと無理があるかもわかりませんが、主な公園はできる限り回らさせていただきますと思います。

それと、いろんな情報もちょっと得ながら、都市計画の管理権もありますものですから、それもお聞きしながら、なるべく多くの公園を回っていききたいというふうに計画します。

以上でございます。

○高笠原委員

大変人手がない中での緊急のこういう見回りですから、本当に大変だとは思いますが、ホームレスになられる事情の方は、いろんな事情でなされているわけですので、ぜひそういうところにも手を差し伸べていただきたいと思います。

特に、知立団地につきましては、外国の人が、派遣切りということで、職を失う人が大変多くいらっしゃいます。それで、外国の人については、ホームレスの外国の人についてはどのような対応をされるのか、お聞きしたいと思います。

○佐藤委員長

ここで、午後1時まで休憩とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

ホームレスの外国の方ということでございますけれど、今現在でも生活保護の中に外国の方もお見えになります。

もちろんホームレスの外国の方も必要であれば保護していかなければならないというふうに思っておりますので、医療にしろ、また住宅の問題もございまして、必要であれば保護していくということで対応させていただきたいと思っております。

○高笠原委員

ありがとうございます。特に外国の方が派遣で一番最初に切られておまして、中にはもう本国、例えばブラジルの方ならばブラジルへ帰られた方もありますが、手持ち資金がなくて、帰りたくても帰れないという、こういう人もおまして、もうどんな仕事でもいいから仕事が欲しいと、こう

言われる方がこのところ大変たくさんおまして、私も相談を受けるとこなんですけれども、仕事を見つけてあげることもできませんし、そうこうしている間に家賃が払えなくなるという、こういう事態が出てきてホームレスになると思うんですね。

それで、私も公団住宅の方には申し入れも個人的にはさしていただいているんですけども、そうやって家賃が払えなくて、そしてホームレスになられる方たちが一番困るわけなんですけれども、そういうところで、私なんかは家賃を滞納しながらも、何とか逃げ惑いながらその住所を使って生活保護の申請に行きなさいと、こんなふうには言っているんですけど、その程度の申請で生活保護を受けていただけるのでしょうか。

○福祉課長

家がないということであれば、一番は家を探してあげるという方向になります。

生活保護の敷金、礼金、共益費、仲介手数料も含めて、そういったお金が出ます。最初に、一番は家を探すということで、いつも苦労しております。何とかあいたところへ入っていただいて、押さえて、敷金、礼金も支給して、それからあと家賃を払っていくという方法がございまして。

今現在、そこに住んでみえて、何とかその滞納される分は、当然家を借りる場合は敷金がありますから、そういったようなことを埋めていただいたり、家主の協力を得ればいいわけなんですけど、家がないからどうするというのは、なかなか私の方も生活保護の担当者もなかなかやりきれないところがあります。

本人がどこか探していただく努力をしていただくという方向で、礼金、敷金も出していく方向で保護していきたいというふうには思っております

○高笠原委員

ぜひ、そういうようにやっていただきたいと思えます。

寮とか、そういうところにおいて追い出されてしまって、寮を明け渡さなきゃいけない人たちは本当に困るわけですけどね、今現在住んでい

て家賃が払えなくて、そして出なきゃいけない人については、私などは、よく外国の人がやっていることなんです、1戸の家の中にそこに別世帯を作ってもらって、それで保護を受けなさいと、こんなふうでお願いをしているんですが、ぜひ温かい支援をお願いをしたいなと思います。

よろしくお願ひいたします。

それから、ホームレスの人たちを見つけたといえますか、そういうときには、どのようにやっていただけるのか、ちょっとかいつまんでお話をいただければと思います。

○福祉課長

まず、お邪魔してということになりますけれど、まず最初に、お名前、失礼ですけど、お名前を聞いたり、それからもとの住まい、それからあと家族の方、身内の方があればということと、それからまず一番大事なことは健康状態ですね。どこか調子が悪いかどうかというのは、やはり必ずお聞きします。

前日も回ったときもそうです。県の人と回ったときも、中に体が悪いという夫婦連れの方ですけど、早速病院へ行かれました。

そういったような、あと方向性やら、その方のホームレスの今後の方向性もちょっとお聞きして、その中で必要であれば保護の方へお願ひ、向こうがされれば、うちの方も対応させていただくということになります。

以上でございます。

○高笠原委員

ありがとうございます。ただ、小さな子供さんがいたりすると、本当に大変ですよ。

以前九州で、私、世話をした方がありましてね、子供さんが要ると、本当に子供さんは子供さんの施設に入れられますし、そのときに親が病気だったりすると、親は親で病院に入れられる。そういう親子の情といいますかね、そういうものもあって本当に苦しいということがありまして、本当にそういう問題については、大変つらいものを私も見てきておりますので、ぜひ、ホームレスの方々には、ホームレスの方によろしくというか、何と

か助けてあげていただきたいなと思います。

それで、知立市の場合は、雇用促進住宅がないもんですから、今、国も挙げて雇用促進住宅の利用を、職を失って住宅を失っている人たちにいろんな手だてを考えてはおりますが、聞くところによりますと、市営住宅はここはちょっと違いますが、知立市の場合はあきがないということでありまして、例えば住宅を探すに当たって、今、知立市の状況としてはどんなふうなのか、わかりましたら、教えていただきたいなと思います。

○福祉課長

住宅は、特に安いと言っては失礼ですけど、やはり生活保護の方は余り高い単身の場合合せてですね、住まいが、基準額が決まっておりますものですから、それ以上になると生活に響いてきますので、安いところが非常にないです。調査も一回やりました。それこそ3万円台の住宅は比較的少なくなってきております。それと同時に取り壊しが今現在徐々に行われる住宅もございます。

そんな中で、生活保護の方が住宅を探すというのは非常に困難な事態になってきておるのは間違いないです。

ただ、若干ここ最近あくところも出てきております。いわゆる雇用の関係で、いなくなるということも情報で聞いております。あいた理由を聞くところからということですが。

そういったことで、少ない中で何とかそういうところへ入りたいなというふうで、不動産屋にいろいろお願ひはしております。

いつも困ることは、そこで今、何とか住宅にそぐわないところでも入っている方が若干おります。

いずれはちゃんとしたところへ移転したり、それからまた高い住宅は生活に響きますものですから、安いところへ移っていただくということもございまして、新たな方の対応もございまして、そういうふうで若干今、少しは明るいところが出てきております。いずれにしても、安い住宅はなかなかないということで、今大変なところでございまして。

以上でございます。

○高笠原委員

いずれにしても、生活保護費扶助費、今後ずっとふえていくという、こういうことがうかがえると思いますが、先ほどもありましたように、この担当の方々は大変な苦勞があると思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、35ページの福祉給付金について少しお聞きしたいと思います。

今回482万5,000円という補正ということになっておりますけれども、この福祉給付金の対象者を聞かせていただきたいと思います。

○国保医療課長

福祉給付金の対象でございますけれども、いわゆる福祉医療の受給の対象者であります後期高齢者医療の対象の方、それからひとり暮らしの市民税非課税の方、それから精神障害者医療の受給者で、やはり後期高齢者医療の対象の方、それと20年度から一部制度が変わったところがありまして、旧老人医療、㊦と言いますか、73、74の医療を受けておられた方が75歳になるまでは、そのまま経過措置として対象になるということでございます。

○高笠原委員

これは現在のところのこの増額ですが、内訳としては今ちょっとお話していただきましたけれども、どのぐらいかはわかりますか。

○国保医療課長

それぞれの受給者の方々ごとの内訳は、大変申しわけありませんが、分類ができておりませんので、御容赦いただきたいと思います。

○高笠原委員

それで、先日、私、間もなく90歳になろうとしているお年寄りの非課税のひとり暮らしの方をちょっと相談を受けたりして、お世話しているんですけども、その方は課長も御存じかと思いますが、㊦が切れて、そのままになっておりまして、きっと連絡も受けたことだとは思いますが、市からいただいた、そういう書類とか、そういうものを、見るできないんじゃないかと、読んでも面倒だ、理解しにくいとか、それから手続を自分の方からやっていかなければいけないというこ

とで、そのままになっておりまして、ずっとお医者さんにかかりながら医療費を払っていたわけですね。

それで、私は、こういう方々を、何でもかんでも本人申請なんですけれども、本人からしなくても、そういう対象の人のところに書類を送っても見たりもしないし、そのままにだったりしているものですから、それをもう切り替えといいますかね、それと同時に対象にして保険証を送るとか、こういう方法はないものかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○国保医療課長

この方の場合、受給者証の更新の時期にこちらからお知らせをしたわけですが、改めての更新の手続はされなかった方というふうに理解しておるわけなんですけれども、高齢者の方々、手紙を送っても見ない方もおられるかもわかりませんが、その方たちに対して、どういうフォローといたしますか、ことができるのかなと思うわけなんですけれども、現実に対象者の方々も非常に多いものですから、その方々一件一件の追跡調査といたしますか、そういったことをやっていない状況なわけなんですけれども、申請をされない方々につきましては、その後も、適宜お知らせをして、それで申請に来られる方もおられるという状況でありますので、その辺、現状をもう一度よく精査いたしまして、どういったことができるのかなということで、一度検討をさせていただきたいと思います。

○高笠原委員

ぜひこれ検討していただきたいと思いますが、こういう方々はどのぐらい見えるかというのは、これも追跡調査をしてない、人数わからないでしょうか。

○国保医療課長

大変申しわけございませんけれども、その辺の実数は把握しておりません。

○高笠原委員

家族が近くに見えたり、時々来ていただける方ですと、書類を本人が見ていなくても、ひとり暮らしでも、おじいちゃん、おばあちゃん、市役所

からこういうのが来ているよ、これ出さなきゃだめだよって代行してくださるということはあるけれども、余りそういうおつき合いがなかったりいたしますと、面倒だ、見にくいということも含めて、そのままになっていると。

それで、その方も合計すると何万かをずっと医療費を、窓口負担をずっとしていたわけですが、私が代行させていただいて手続をやりました。

ですが、そのお金があったらこれが買えたのに、このお金があったらもう一つ何か買えたのと同じ、そういう言葉が出てきたときに、本当にこういう人たちを救うためにはどうしたらいいんだろうと、こんなふうに思うわけです。

でも、まだ施設に入ったり、そういうことをしなくても、たとえ家の中這っていたとしても、生活できる状態であると、90になっても90過ぎても、ずっと独り暮らしをしていかなきゃいけない。ますますこういう行政のいろんな手続からこういう人たちが省かれていってしまう。こういうふうに思うんですよね。

それで、何とかこういう人たちを救えないかということで、私は保険証の更新手続、福祉給付金のこの手続は、市の方が、もう保険証を作って発行して、それで本人のところへ届くか届かないかは別として、お医者さんにもずっと継続してかかっている場合はお医者さんにも連絡してあげるとか、何かそういうことをやっていただけないかなと、こんなふうに思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○国保医療課長

ひとり暮らしの方、とりわけ高齢で役所からの文書ですとか、そういったものがわからないといいますか、言ったとしても、その意味がわからない、面倒くさいとか、そういった方もおられるかもしれません。

その辺の実態を、例えば地域の民生委員ですとか、そういった方にお聞きをしながら、実態を把握をしながら、今後どういったことができるか、限られたスタッフの中で、これも短期間で決められた時間の中でやらなきゃいかんという、そうい

った制約もあるものですから、そこら辺のことで今の制度と、見直しをしながら、どこまでできるかというのは、少し時間をいただいて検討させていただきたいというふうに思います。

○高笠原委員

私、一般質問のときにも、民生委員が一生懸命でいらっしゃって、大変なたくさんの方をお持ちで、一生懸命にこの介護保険の説明をしてあげたり、いろんなことをやっていらっしゃる方も見えて、そういうものをぜひ生かして、地域包括センターとか、そういうところと連携をとっていったら、こういう人たちも救えるかなと思って、ちょっとお話ししたんですが、部長が、緊急のときの連絡先、そういうものがわかればいいと、そんなような御意見だったような気がいたします。

それで、ぜひこれ民生委員にも大変な負担になると思うんですね。今、何件か持ってみるとは思うんですけれども、地区によっても件数も違うと思うんですが、こういうところにまでたくさん民生委員が仕事として入っているようになってきますと、受け持ちの件数というのものも、ある程度少なくしていかなければいけないだろうと思うんですが、そういうところの関係では、民生委員の方は今後ふやしていかれるのか、それともまた現在のままの数字でいかれるのか、その点ちょっと、今後の民生委員との関係でお話をお聞きしたいなと思います。お願いします。

○福祉課長

民生委員は非常に大変な業務を持って非常に大変だと、多くの仕事を持っていますので、そういうふうに思っています。

ただ、これは福祉のつなぎということで、これはどうしても民生委員に活躍していただくしかないと思っております。

人数をどうするかということですが、既に19年の12月に改選を行いまして、次は3年後になりますので、そのときには地区によっては非常に多いところもあると思います。これは、区域を一度その人に当てはめて、どれぐらいの世帯があるかどうか調査して、次の改選に向けて準備をして

いきたいなと思っております。

余り世帯が多いと大変になりますから、やりきれなくなりますから、そこら辺の精査していくということで、今86名、主任児童委員も含めて86ですけれど、どれぐらいになるかは、ちょっとこれからやってみないとわかりませんが、多いところを半分にしたりと、そういったようなふうで、進めていきたいなというふうには思っております。

○高笠原委員

大変とうとお仕事をさせていただいている民生委員でありまして、その人その人によってのものの考え、対応の仕方によっては、件数が少なくても、本当に尽くしてくださっていらっしゃる方もありますし、そうでない方も中にはあるかとは思いますが、本当に貴重なお仕事だと思うんです。

それで、特に知立団地の中で、孤独死、こういった問題が大変多くといますか、見受けられると、こういうふうに思います。

それで地域包括支援センターね、あの八ツ田の方の、あちらの方でも、団地に対して、孤独死の何か防ぐ方法として、何かやっていきたいなというふうなお話も私ちょっとお聞きいたしました。

それで、そういう点においても、民生委員の活躍が本当に待たれるわけでありまして、今ひとり暮らし高齢者のいろんな調査はありますけれども、年若い御夫婦で住んでいらっしゃる方、そういう方も、もう2人ともが動かないような状態の方もありますので、この民生委員がいろいろ調査をされたり携わる人をひとり暮らしの高齢者というふうに限定しないで、お2人の家庭でも高齢者というふうな位置づけで、見回りというのでしょうか、調査の対象というのですか、受け持ちの対象、そういうものの中に入れていただけないものかなど。

これはまた民生委員の方では、そんなことしたら大変なことになっちゃうと、件数もふえちゃうからといって言われる方もあるかもしれませんが、やっぱり孤独死だとか、それからお2人でいらっしゃる方も、お一人が病気でとか、動かない状態という、こういうこともありますので、その

点はどんなふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○長寿介護課長

私どもの方から、民生委員各位におかれましては、ひとり暮らし高齢者の調査をお願いしております。

それで今、おっしゃられましたように、高齢者の夫婦というのですかね、または高齢者だけの構成される世帯を調査対象にしてはどうかというお尋ねだと思うんですが、それをここでします、しませんということは、ちょっとお答えできませんので、するとした場合については、民生委員協議会の方の会長ともお話をしなければいけないので、いろいろ調整後でないとお答えすることできませんので、よろしく願いいたします。

○高笠原委員

私はぜひこういう2人御夫婦、こういった方々も高齢の方を少し対象の中に入れていただいて、民生委員とのつながりも持っていただけたらなど、こんなふうに思いますし、午前中に質疑がありました、馬場委員からの緊急通報装置の問題についても、民生委員がこういうふうにかかわっていらっしゃるのと、もっと生活の状況も把握できて救えるのではないかなど、こんなふうに思いますので、ぜひ民生委員会の方にも諮っていただいて、何とか対象に入れていただくように、再度お願いをいたします。

それで、先ほど児童クラブの放送設備のことが、39ページになりますが、非常警報装置のお話がありましたけれども、この下にあります、児童クラブの改修工事費、これはどこの児童クラブなのか、まずお知らせいただきたいと思います。

○子ども課長

この改修、営繕工事費36万3,000円ですが、これにつきましては、西児童センターの遊戯室にあります電動ブラインドということで設置してあるわけですが、その不良による修繕でございます。

ごめんなさい。児童クラブの改修工事の105万のことですね。すみません。これにつきましては、今現在猿渡児童クラブの増築の準備をしているわ

けですが、そこの建設に当たりまして、既存の建物との間に防火隔壁というか、間仕切りの壁を設置するということが生じてまいりましたので、それに関する費用でございます。

大変申しわけございません。

○高笠原委員

防火間仕切り、猿渡クラブのね。はい。

それで先ほどちょっと途中まで言われましたので、最後まで各種営繕工事費36万3,000円、ちょっと聞きましたので、残りを聞かせてください。

○子ども課長

それでは引き続きまして、南の児童センターの遊戯室の上に設置してあります、電動によるブラインドが不良になりましたので、それにつきます修理でございます。

御存じのとおり遊戯室が2階吹き抜けになっておりまして、そこを、脚立等ではとてもできない高さのところがありますので、特殊な器具を用意しての工事費になるかと思えます。それに伴う工事費でございます。

以上です。

○高笠原委員

南の遊戯室ということですね。それで、この改修工事費の今回は猿渡の増築のことですけれども、残りの児童クラブのところについては、こういうようなことはないのでしょうか。営繕工事費、またはこの防火間仕切り、こういうようなことはないんですか。

○子ども課長

昨年、建築関係の法改正がございまして、その辺が厳しくなりました。今回猿渡の児童クラブの確認申請の折にそういった話がございましたので、今回対応させていただきますが、法の規制が厳しくなったということかなというように思います。

○高笠原委員

これは児童クラブの話でありますけれども、法の改正が厳しくなったとおっしゃられましたが、保育園でもそういうことはないですか。

○子ども課長

今回児童クラブの猿渡につきましては、既存の

建築物に接するというか、そういった形になりますので、先ほど言いましたように、法の規制が入るわけですが、今回八橋の増築部分につきましては、接するという、既存の建物と接しなく、離れかす建物になりますので、そういった規制はございません。

○高笠原委員

わかりました。

同じく39ページに賄い材料費というのがあります。公立保育園のね。先ほど馬場委員が消耗品費のお話を聞かれて、園児の増ということですが、この賄い材料費も同じく園児の増によるものなのでしょうか。

それと、副食、米、こういうようなものが、保育園ではどういふ公費と私費、そういう点についての負担割合、聞かしてください。

○子ども課長

今回の賄い材料費でございますが、これの16万7,000円の増ですが、端的に申しますと、園児の。（「違います。531万5,000円です。」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

39ページ。公立保育園運営費。

○子ども課長

大変失礼いたしました。

先ほど馬場議員からの御質問でお答えさせていただいたと思うんですが、消耗品、賄い材料につきましては、一般生活費ということで、国の負担、最低基準に定められている金額にそれぞれ子供たち、それぞれ的人数に合わせて、各保育園に予算の配当をしているわけですが、理由としては先ほど言いました園児の増加ということでございます。

ただ、こういった給食費については、保育料の中に含んでおります。

ただ、先ほどのちょっと私誤解、先に申し上げましたが、賄い材料という主食分につきましては、それぞれ1ヵ月600円ということで、それぞれ負担していただいております。

○高笠原委員

それぞれ600円の負担ということですが、この

賄い材料費というのは、大体主食と副食、こういうふうに分けますと、負担区分が違いますか。

そこのところをまず教えてください。

○子ども課長

主食ということでお願いしてありますが、保育園ではパン、それから米代ということで、主食代ということで月額600円の方をいただいております。

○高笠原委員

そうしますと、今回の賄い材料費の511万5,000円というものは副食費と、こういうふうと考えてよろしいのでしょうか。

○子ども課長

副食費も含むというふうに理解していただければ結構かと思えます。

○高笠原委員

531万5,000円の中身、内訳を聞かしてください。

○子ども課長

中身ということでございますが、これにつきましては、それぞれ先ほど言いました、一般生活費の保育単価にそれぞれの保育園にいる子供たちに対して積算しております。

当初、それぞれの保育園ごとに内訳はあるわけですが、最終的にトータルとして、先ほど言いました、補正の531万5,000円になるわけですが、消耗品とそれから賄い材料ということで、それぞれの内訳と言いますと、各保育園ごとに金額的には違ってまいります。

以上でございます。

○高笠原委員

消耗品と同じく園児数が伸びたからというふうで、先ほどお話がありました、それで主食、米、パンについては自己負担、それから副食費といいますか、デザートも全部含めて、そういうものは、保育料の範囲の中に入っていると、こういうふうな認識でよろしいですか。

○子ども課長

そういう認識で結構でございます。

○高笠原委員

そうしますと、今回の531万5,000円については、

先ほど計算方法も言われましたけれども、この副食費の材料費もこの中に、今の補正の中に入っていると、こういうふうに見てもいいということですね。

○子ども課長

そういうことでございます。

○高笠原委員

ただ、これは531万5,000円は、副食だけではなくて、ほかのものも入っているというふうですが、昨今の事情からいって、いろんなものが物価が上がっておりますけれども、こういう影響もあるのかどうか、その点を聞かしてください。

○子ども課長

やはり、先ほどお話ししていただきました人数ということもあります。また、材料費ですか、賄い材料費のそれぞれの単価の引き上がったことにも影響はあろうかと思えます。

○高笠原委員

食育のほかに、食の安全ということもあって、大変気を使ってくださいとは思いますけれども、一般的にどういところで、どういう材料なんかが、大変ちょっと値上がりをしていると、こういうようなことがわかれば参考までに教えてください。

○子ども課長

賄い材料それぞれということで、細かく私の方、ちょっと、まあ一般的に言われています小麦粉なんかは、これは副食ということになるんですが、小麦に関してはかなりの値上がりをしたということは皆さん御存じのとおりですが、全般的に若干ずつ、これというもの、ちょっとここで答弁できませんけど、全般的に上がったことこの答弁をさせていただきたいと思えます。

ちょっと個別ではどれだけというのは承知しておりません。

○高笠原委員

いろんなものが上がって、一般家庭でもこの食費が大変かさんできたということでもありますので、保育園でも同じだとは思いますが、地産地消ということで、いろんなところでは御近所の農

家の方々の御協力もあるかと思いますが、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

それで、これだけで531万5,000円で賄い材料がこの3月、今年度やれるという、こういう見通しでよろしいですか。

それとまた来年度についてはもっと上げていかなければ、計算の中で上げていかなければならないという、そういう状況にもありますか、どうでしょうか。

○子ども課長

3月までの執行につきましては、今回補正させていただいた中ではやりくりできるというふうに思っています。

また、今後につきまして、当初予算の中には、こういった補正の対応も考えて、当初予算を組んでまいりますので、今後のガソリンも下がってきたということはありますけども、これ以上の食品関係の、今まで上がってきたような比率で上がるということは考えにくいのかなという予想はしております。

そのときにまた、これ以上に悪化してくれば別ですけども、今年度の補正後の実績に基づいて当初組んでまいりたいというふうに思っています。

○高笠原委員

大変な中でのやりくりですが、よろしく願いをしたいなと思います。

それと、18ページ、20ページ、21ページになりますが、障害福祉サービス費との負担金、これは国の方は2分の1、それから県の方は4分の1と、こういうふうであります。私は障害者の自立支援法、これが来年改正ということなんです。改正に当たって、どんなふうに考え、これからやっつけていかれるつもりなのか、その点をまずお聞きしたいなと思います。

○福祉課長

国の方では、抜本的な改正ということで、今まで改正、改正と来ておまして、何が原因かという、報酬単価が低かったということと、いろんな利用者負担を含めてあったわけですから、臨時特例交付金もセットし、補てんするというような

中身でございました。

今度12月25日に、国が改革について、県に対して説明があるということを知っております。

何を改革するかというと、まずは報酬単価の見直し、いわゆる報酬単価が今回4パーセント、今年の20年4月から上がりましたが、これについて、もう一度見直しをしていくということがございます。

それから、そのほか食費の負担やら、それから利用者負担をどうしていくかということも含めて、今度は国の方が示していただけです。

それに伴って、市の方も、システムというものがございます。障害者サービスの中のシステムがございます。それを改めていかないといけないということで、今回補正にも上げさせていただきましたですけど、まだ今のところ示されたものが出てこないのが現状でございます。

何とかいい方向で示していただければいいかなと思っております。

どれがどうだこうだというのがわからない中で、お答えすることはちょっとできないところが申しわけございませんですけど、以上でございます。

○高笠原委員

まだ国から県の方に話があるのは今月の末と、こういうことですが、介護保険も同じなんです。改正を迎えるその前の年ぎりぎりいっぱいにはしかものが出てこない。こういうことは、その計画を組む市町村にとっては大変なことになるわけですよ。

だけど、それまでの間には、利用者の方や事業者の方、こういった方々からいろんな苦情もあるわけですし、また議会を通じていろんなこともお話があるわけですので、同時に進行していかなければいけないだろうと、そんなふうに思うんですが、私ども日本共産党が、来年度の障害者の自立支援法、それが改正に当たって、いろいろアンケートをとらせていただきました。

アンケートといいますか、調査なんです。利用者や事業者の方、また関係する自治体、こういった方々のところにいろんなアンケートをとらし

ていただきまして、たくさんの皆さんから御回答もいただいて、いろいろまとめさせていただいたんですね。

そういう中で、利用者の方々は、いわゆる介護保険と同じで、応益負担で原則1割負担ですよ。それが例えば通所であれば、給食費とそれから働く工賃と、それがやや何と言うのでしょうか、一緒ということで、働いても実入りがないと、こういう状況に近いと、こういうことであり、また施設入所の人も、やはり負担増を理由にして、外出だとか、そういうものを控えるようになって、そういう障害者の方が多くなってみえたということで、全般的には7割以上の人たちが応益負担については廃止してほしいんだと、こういう声が出ております。

それで、利用者の声もまた事業者の声もあるんですが、事業所については、報酬引き下げで、今回いろいろ手はありましたけれども、減収となって、けやきも今年度は復活いたしましたけど、昨年でしたか、行事ができなかったりいたしましたし、また施設、副の方でしたか、そういう方も仕事をやめなければいけなかったという、いわゆる正規が非正規になったり、それから首切りがあったりとか、こういうふうなことで、労働条件をずっと切り下げていく、こういうことが起きてきて、そして介護保険と同じく従事をする人たち、そういう人たちの離職がどんどん進んできていると、それで募集をしても将来に不安があるからということで、こういうお仕事には余り就きたくないという、こういう状況が生まれてきていると、こういうようなことがアンケートで出てきております。

そして、こういう危機を何とか打開してほしいというのに、報酬単価の引き上げをしてほしいと、それから月払い方式になりましたよね、そういうものも直してほしいとか、それから職員の配置基準の改善、正規職員の配置を含めて配置基準の改善、こういうものも各事業所の方でも求めているというのが、大半の調査の結果が出てまいりました。

そして、自治体にもいろいろと御協力をお願い

をして、この自治体での調査の回収率は72パーセントと、こういうことですので、全国の自治体からはたくさんの御意見をいただく中で、利用者負担の軽減策、そういうものと、独自の施策を実施したけれども、こういうところでも財政力の弱いところとそれから財政力のあるところで自治体独自の、例えば減免制度、こういうようなものを実施をしたいと思っても、財政力が弱いとできないと、財政力のあるところは実施していけると、こういうことで、自治体間の格差が生まれてきている。こういうことも各自治体からも言われております。

そして、一番言われておりましたのが、地域生活支援事業と、こういうものですね。市町村の責任でやる事業です。これも国が5割負担をするんだと言っているけれども、4割負担で、国の補助金が不十分だと、だから国はもっと約束した補助金をしっかりと払ってほしいし、全般的には国の補助金をもっと上げてほしいと、こういうふうなものが各自治体の中で回答を寄せられております。

それで、ぜひ、私は、国が県の方に示すのが今月の末、25日であるけれども、それを受けて県からまた市の方にお話があって、自立支援法の改正に向けて準備をされることなんですけれども、今言ったようなことを、ぜひ、改善といいますが、そういうふうな要望を取り入れてやっていただきたいなど、こういうふうに思うんですが、その点はどんなふうにお考えでしょうか。

○福祉課長

確かに、補助金については、いろいろなことがございます。特に先ほど、地域生活支援事業ということでございますけど、これは交付税算入600万超した分300万は4分の3ですよと、そういうことですから、知立市の場合には不交付ですので、入ってこない、こういったところがございます。これは国の一つのやり方です。やり方とっては失礼ですけど、方法ですね。

こういうこともございますし、いろいろ各市町村の意見もたくさん出てきております。

ただ、こちらの方から、会議の中ではお話しはで

きるんですけど、要望となると、またそれなりに各市町村の御意見があって、また市長会やいろいろなきに出していただくということが必要じゃないかなと私は思っております。

会議の中では、何も意見は通りませんですから、各市町村の近隣の市町村の意見も含めてですね、そういった場でお願ひしたいなと私の方は思っております。

○高笠原委員

介護保険同様、本当に自立支援法は介護保険とリンクをさせていこうという、こういうもくろみもあって、こういうふうに応益負担だとか、こういう問題が出てきているわけですけども、ぜひこういう弱者の人たちのための本当にこれで障害者が自立できるのかと言えるような中身だと私は思いますので、ぜひ声を大にしてこれは言っていたきたいと、こういうふうにあります。

それで、各自治体が必ず実施すべき五つの事業があると、こんなふう聞いておりますけれども、その中身、少し私わからないでいるものですから、教えていただければと思いますが、お願ひをいたします。

○福祉子ども部長

私の方から御紹介させていただきます。

これはまず大きく分けまして、この自立支援法の制度でございますが、自立支援給付という事業と、それから先ほどおっしゃられました地域生活支援事業と二本立てになっておりまして、自立支援給付は国の方の基準をもとに制度がありまして、あと、地域生活支援事業というのは、市町村が実施主体で行う事業でございます。

その中に必須事業というのがございますが、これは相談支援、例えば手話だとか、それから各種障害サービス、いろんなことの相談体制を充実するための相談支援ですね。それから、コミュニケーション支援の方が手話とか、そういった方の聴覚障害の方の支援ということでございます。

相談支援とコミュニケーション支援と、それから日常生活用具の関係でございます。補装具の方は自立支援給付の方に入りますので、日常生活用

具の方は市町村が実施主体。

それから、移動支援、いわゆるホームヘルプサービス、それと地域活動支援センター、これは例えば身体障害者のデイサービスだとか、それから今カトレアワークスが県の補助事業でやっておりますが、これが地域活動支援センターの方に移行するような形、そういうようなものでございまして、全部で五つでございます。

それが国から必須事業として市町村の方に義務付けされている事業ということでございます。

○高笠原委員

ありがとうございます。

それで、日常生活用具なんですけど、これは障害者の自立支援法との関係でいきますと、どんなものが貸し出しというか、そういうふうにできるのでしょうか。

○福祉課長

日常生活用具ということでございますけど、これは地域生活支援事業の、市が実施主体になります。

補装具とはちょっと違いますものですから、生活の中に用品として必要だと、補装具は補助するという意味で、変わってきております。

ベッドやらいろんなものがございます。今ここで言うと相当ございます。要綱の中にもたくさん示されておりますので、一般的に障害者の生活に必要な用具、ベッドを含めいろんなものがございまして、そういったようなもので解釈していただきたいと思っております。

以上でございます。

○高笠原委員

いろんなことが矛盾がたくさん出てきても、それをいろいろ、何とか改正したいなと思っても、その声が届かないと、こういうような状況にあるということは、介護保険しかり、この自立支援法もしかり、それから後期高齢者もしかり、こういうふうで、市民の声、国民の声がちっとも反映されていかない、いかないと言っちゃいけませんでしょうけれども、届きにくいという、こういう制度がどんどんと作られていって、それに振り回さ

れている自治体もそうですが、市民が一番困るわけですね。

それで、こういうサービスを使って生活していかなければいけない人たちが本当に苦労しているわけですが、今、自治体が必ずやっていかなければいけない地域生活支援事業、こういうもので、例えば手話の通訳、こういった方々も私、前に1階の福祉のところに手話の通訳の方を置いてほしただとかお願いもして、こうやって実現をさせていただいているわけなんです、例えば手話でいきますと、今利用の方はどのくらいいて、どんなふうで使ってもらってるのか、私も1人、聾唖の方がいらっちゃいまして、その方とお話するのに、自分が手話が使えないものですから、ちょっと大変、話が通じにくい面もあるんですが、そんな使い方はどんなふうになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

今、手話の窓口を福祉課に設置させていただいております。

この方は火曜日と水曜日ということで業務していただくわけですが、当然PRも聴覚障害者の方々について、承知済みです。PRをしていますから。市に見えて、いろいろ市の手続やら、一部家庭のことやらもございますけれど、ほとんど手続が多いです。

そういったときに、中へ入って、案内したり、手話通訳したりということで、今、業務を行っております。

また、本当の相談ということになりますと、障害者全般に相談員が派遣して訪問する相談業務も別にごございますので、今の御質問はそういったような中身でございますので、よろしくお願いま

す。

○高笠原委員

訪問でお願いをする場合は、どういうものがあるのでしょうか。

○福祉課長

訪問につきましては、これも2日間にわたってやりますけど、あくまでもこれは障害者の方をリストアップして訪問するという方法です。

リストアップするのは、福祉の里八ツ田の中に、地域福祉サービスセンターというものがございます。これは障害者の方々が登録をして、その障害の内容、それから生活の内容等を含めてカルテになっておりますものですから、特にうちの方としましては、そういった方々もサービスをまだ受けてない方を中心に、連絡をとり訪問させていただいて、いろんな相談に乗っていくという方法をとらせていただいております。

待っていると、なかなか相談に見えないという問題がございますので、訪問してサービスやいろんな生活やら、そういったものを相談を受けて対応させていただくということで行っております。

ただ、まだそれが相談からサービスを提供するには、やはりそれなりの技量を持った方が、ケアプランを立てるような相談員がまだ知上市には設置していないというのが、ちょっと問題がございますけれど、これから社会福祉協議会の方でそういった相談員も充実していきたいというふうで、お願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

○高笠原委員

ちょっと安心しました。あの方はどうなっていくんだろうと、お話されても余りわからないで、どう答えていいかと思って、にこにこして通っていくというような、そんな状況ではいけないなと思っております、この先のことをちょっと心配しておりましたが、ぜひ、福祉協議会の方とも御連絡をして、やっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それで、来年度に向けてのシステム改修が251万7,000円と、こういうことで今度行われるとい

うことですが、先ほど言われた単価の引き下げだとか、報酬単価の見直しだとか、こういうものも入ってくるんじゃないかと、こういうことですが、そのほかについて、先ほど日本共産党の全国にわたっての調査、このものについて、少し述べさせていただきますけれども、こういうものを国にぜひ要望していただきたいというわけですが、残念なことに、市長にお願いするわけにもいかなく、本当にどうしていいかわからない状況にありますが、後任の方にも、ぜひ担当の方からもこういう問題については、ぜひ要望していただきたいと、このようにお願いをいたします。

それと、35ページ、子供医療費の問題についてであります。資料も出ておりますが、少し説明をしていただければと思いますが、お願いをいたします。

○国保医療課長

今日資料を提出をいたしました。まず資料の説明から簡単にさせていただきます。

これは20年度の子供医療の現状とそこにありますように、現在の8月診療分までの市の負担のそれぞれ県補助対象と市単独事業分のそこで振り分けをいたしました。

御承知のとおり、今年の4月から、従来の乳児医療という制度から、子供医療という制度に変わりました。4、5月とそれから6月以降につきましては、これは対象者が違いますとともに、医療費の支払う内容も異なっております。

まず、4月、5月ですけれども、この県補助対象分ですけれども、受給者の内訳といたしましては、これは0歳から3歳までの子供さんの入院と通院に係るものの自己負担分に相当する分、それから市単独事業ですが、これは4歳から小学校1年生までの子供さんの入院と通院に係る自己負担分に相当する分、それから6月以降ですが、これがちょっと入りくりがありまして、まず、内容といたしましては、0歳から15歳までの入院に係るもの、それから0歳から6歳までの通院に係るものの自己負担分に相当するもの、それから市単独事業といたしまして、小学校1年生から中学校

3年生までの通院分に係るものの自己負担分がそれぞれの負担額になっておるわけであります。

それで、ごらんになっていただきますとおり、5月までとそれから6月以降につきましては、これは受給者の対象が広がった関係で、受給者数がふえております。それから、受給件数も同様にそれに伴ってふえております。

今回の補正でありますけれども、このうちの県の補助対象分につきまして、これは当初予算の作成のときに、全く新しい事業といたしますか、対象が変わるということで、私どもの方も十分な資料がなかったということで、全く不明の至りで申しわけないんですが、県の補助対象分につきまして、過大の見積もりをしてしまった。反面市の単独事業分につきましては、過小の見積もりをしてしまったということで、補正の場合は7月診療分までですけれども、それまでの実績を考えまして、これからの医療費の動向を考えますと、どうも見込みが甘かったといたしますか、予算に不足が生じるだろうということで、今回補正をさせていただきます。そのうちの県の補助対象分につきましては、これが過大に見積もりをした結果、歳出が減りまして、その分の県の歳入分も減ってくる。逆に、市の単独事業分につきましては、過小の見積もりをした結果、医療費に不足を来すということでございます。

過少見積もりした原因ですけれども、当初予算の見積もりでは、6歳の子供さんの医療費を基準にしまして、それ以降の年齢の方々につきましては、若干の補正で単価減をいたしまして、その単価を低くしすぎたということであります。

この裏づけといたしましては、国保の1年分の費用額を年齢階層ごとに出しまして、その結果、今回の市単独事業分に相当する方々の費用額というのが非常に低かったということもありまして、これはそんなには伸びないだろうというふうに見積もったわけですが、これがすべて現物給付ということになりまして、受給者の方のその辺の心理的なものもあったのかなと、今は思うわけですが、その辺の諸般の事情が斟酌できなくて、

今回このような補正の内容になったということでございます。

○高笠原委員

一口で言えば見込みが違ったと、こういうことになるのかと思いますが、中学生も今度対象になってきて、この中学生の見込み、先ほど6歳を基準にしているいろいろ考えられてはおりますけれども、そこのところをもうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

○国保医療課長

20年度当初予算の見込みをしますときに、18年までの実績というのは出ておりますので、これに19年度の途中までの実績、これを加味いたしまして、年平均の7パーセントの上昇があったということです。20年度もそれと同じ上昇率を見たわけです。

0歳から6歳までの方々のベースから、10歳から12歳の人たちは、これから15パーセントカットいたしました。それから、13から15歳の方々は30パーセントカットしたものを、それぞれの伸び率といいますかね、そういったもので算出したわけです。

本来ですと、各歳刻みの費用があつて、それぞれの区分ごとのデータがあればいいわけですが、そういったデータも手元には全くないということでしたので、当初予算の作成に当たっては、今申し上げました6歳の方のなかつ18年度の実績と19年の途中までの実績をもとにいたしまして、それぞれの上昇率を掛けてなお調整率を掛けたという結果で、こういうことになったということでございます。

○高笠原委員

そうしますと、中学生の場合は、今言われたような状況でやったけれども、いろいろとふえたと、見積もりよりも、予定を組んだよりもふえたと、こういうことですね。

それで、今インフルエンザが新しい形のものがどうのこうのと、毎日のようにテレビ、新聞で言われておりますけれども、今回のこの補正でもありますけれども、今後、この子供医療費について、

どんな問題が生じてくるのか、それとあわせて今後の見通しも聞かせていただければと思いますが。

○国保医療課長

まず、インフルエンザが代表するこれからの季節要因といえますか、その問題ですけれども、それにつきましては、この補正予算の医療費の見込みの中に若干の伸び率が見込んでありますので、大流行して、たくさんの医療費がかさむようですと、ちょっと心もとないという気はいたしますけれども、その辺は余り過大な見積もりもできませんので、2パーセントほどの伸びで見えております。

それから、今後の予想ですけれども、今日お配りをいたしました資料をごらんになってもお気づきいただけるかもわかりませんが、10月分が若干支給額が減っておりますけれども、これは診療月にいたしますと8月診療分ですけれども、これは推測の域を出ないわけですが、学校の夏休みの前に健康診断などを受けて、疾病、耳とか鼻とか、そういったことを治療することが7月ぐらいに集中しておったのかなという気もするわけですが、これで若干落ちておりますので、ここからどういうふうに伸びていくかというのはちょっと心配なところでは。

それで、ちょっとこれ話が変わるわけですが、国保の10月診療分が今月出てきまして、それが今年度の最高の額でしたので、その辺はちょっと懸念される場所ですけれども、医療費ですので、これは先が見えない世界ということですので、何とかこのままいってほしいというのが、正直なところでは。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第77号について、挙手により採決します。

議案第77号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。

したがって、議案第77号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第78号について、挙手により採決します。

議案第78号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。

したがって、議案第78号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第81号 平成20年度知立市老人保健特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第81号について、挙手により採決します。

議案81号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。

したがって、議案第81号 平成20年度知立市老人保健特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第83号 平成20年度知立市介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高笠原委員

これは、来年度の改正に伴うシステム改修費の問題が主であります。今日提出していただいております、第4期の介護保険料の算出、これを大変細かいものです。3,200円ですか、そういう保険料ということですが、説明をいただいて、今日の新聞によりますと、豊田は第3期同様の金額にすると、そういうふうであります。その点も踏まえてちょっと説明していただければと思います。

○長寿介護課長

それでは、お配りをしました資料について、御説明させていただきます。

保険給付費の①という額ですが、第4期の推計としましては、59億7,260万4,543円と推計されております。

その下段の②の審査支払手数料というのは、その介護給付費に係る審査手数料分です。これの3ヵ年分の総計が873万9,069円で、③の標準給付額というのが保険者が支払う総額ということで、59億8,134万3,612円となります。

その下の④の地域支援事業といいますが、これは保険給付費の3パーセント以内が割り当てら

れておりますので、3ヵ年間で1億7,917万8,135円でございます。

それで、標準給付額③に対する保険料の必要額というところが、⑧になります。

それが21年度から23年度の標準給付費③の20パーセントと⑤調整交付金相当額、これというのは国からは平均5パーセント相当額であります、知立市の場合につきましては、5パーセントはいただけませんので、0.67パーセントで計算してございます。そうしますと、必要額⑧の総計といたしますのが、14億5,526万1,901円となります。

また、地域支援事業に対する保険料必要額⑨は、3,583万5,625円です。そうしますと、必要となります保険料の総額は、⑪の欄になります。⑪の欄は、14億9,109万7,526円となります。

それで、21年度から23年度の3ヵ年間で、現在積み立てています介護保険準備基金を取り崩さしていただきます。取り崩しの見込みの額は、⑫の額で1億1,000万と考えております。これは保険料の上げ幅を下げるために行うものでございます。

そして、保険料の収納率を99パーセントと設定しておりますので、収納必要保険料⑬が13億9,504万8,006円と算定されます。

そして、補正後の被保険者数、この表の上部に当たります、計の⑭の一番右端になります数字ですが、3万6,223人で除した数字が保険料の年額⑯、3万8,512円となり、月額3,209円が見込まれます。

そうしまして、先の第2回の知立市介護保険等審議会で月額の保険料は、3,200円と決めさせていただきました。

これが資料の説明に当たります。

○高笠原委員

今、説明をしていただきまして、こうやってやっていると3,209円という金額で、決定の保険料が3,200円と、こういうことに、そうすると基金の残りは2億3,600万でしたか。

1億2,000万ぐらいでしょうか。残るのは。

○長寿介護課長

現在の基金の残高は2億2,968万1,921円ござ

います。それで、これは満期分の利子をまた積み立てますので、今ある金額は2億2,900万余でありますので、そちらからも1億1,000万引いていただければいいのかなと。

○佐藤委員長

暫時休憩といたします。

午後2時38分休憩

午後2時41分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

どうも大変失礼しました。

私の説明が少し悪くて、大変失礼しました。

取崩額を1億1,000万と申し上げましたが、まだ不確定要素なものでございますから、国から介護給付費改定分につきまして、何がしの補てんされる分がございまして、その分については、21年度当初予算には予算計上はしてございませんが、入るものが確定し次第、項目を設けさせていただきますまして、計上させていただきますので、1億1,000万が今の準備基金、ある現在残高から直接減少されるものではありませんので、どれだけ入ってくるかというのは、2,000万程度になるのかなと思っておりますが、これは不確定な額ですから、基金は4期終了のときにどれだけ残るかと言われても、まあ、ということになりますので、よろしく願いいたします。

○高笠原委員

ごめんなさい。ちょっと飲み込みが悪くて申しわけありませんが、もうちょっとかいつまんで話していただきたいのと、国から補てん分があるというけど、この補てんは何の補てんなのか。そして、これが保険料に結びついていくものなのか。そここのところを聞かしてください。

○長寿介護課長

これは保険料に反映されますのは、あくまで介護認定者の方が使われました保険給付費、それと地域支援事業に要する費用、その20パーセントに相当する額が単純に言って、保険料でいいのかな

と思いますけど、若干中の割り振りがありますので、その説明ではおかしいかもしれませんが、保険料というのは、介護給付費を9割保険者が執行するわけですが、負担割合そのものといいますのが、21年度以降は、保険料が20パーセント、社会保険診療報酬支払基金が30パーセント、国が25パーセント、県が12.5パーセント、市が12.5パーセントの負担割合で支出をしていきます。

それで、国庫の25パーセントの中に、調整交付金5パーセントが含まれておりますので、その5パーセントのうち、知立市の場合は1パーセントを切ってしまうよということですから、保険料にその差金分が跳ね返ってまいります。

それで、先ほど言った、医療改定3パーセントに係る分について、国の方から何がしの金がおりてくるわけですので、保険給付費に対する何ぼかのものが、どういう名称かわかりませんが、補てんされるということです。

○保険健康部長

来年度から介護報酬が3パーセント引き上げをされます。

それで、3パーセント引き上げられますと、当然保険料もどんと上がることになりますので、国はその激変の緩和ということで、3パーセントのうちの半分、具体的に言いますと、初年度は全額、次年度は半分、トータルで言いますと半分になるわけですが、この分を国が交付金として市町村に対していただけます。

市町村はそのお金を準備基金とは違う名目の基金として積み立てて、それを取り崩すことによって、保険料の上げ幅を抑えるということになっておるわけでございます。

その金額というのが、はっきりまだわかりませんが、私、先ほどの本会議のときにも答弁させていただきましたように、全く私の個人的な試算でございますけども、2,000万程度ではなからうかというふうに思っておるわけでございます。

したがって、この1億1,000万という、この資料の中にございますけども、この1億1,000万の基金の取り崩しの中には、国からいただける

2,000万も含まれておりますので、市が今まで貯めてきた準備基金の取り崩し額としては、1億1,000万から仮に2,000万もらったとすると、実際の準備基金の取り崩しは9,000万ということになると、そういうことでございます。

○高笠原委員

そうすると、今回の第4期の保険料のところには、直接これは1億1,000万を取り崩しますので、計算して3,200円ということですので、この2,000万入ってくるものは、今回の保険料の3,200円のところには、一切影響が出ていないわけですね。

入っているということですか。これがね、はい。何かちょっとまだわかりませんが、後でまた勉強いたします。

それで、まず基金の取り崩しが、これは3ヵ年で第4期なんですけれども、21年度、22年度、23年度が金額が違うわけですが、これは医療費の伸びが何か影響、影響というのかな、そういうかげんでこの年度ごとの基金の取り崩しの金額が違うのか。まずそのところ聞かしてください。

○長寿介護課長

平成21年から22年につきましては自然増でございます。

平成22年から23年にかけても自然増も含まれておりますが、23年度におきましては、小規模特養の開設を見込んでおりますので、その分が含まれておると思います。

○保険健康部長

基金の取り崩しの額が、各年度違うということの説明ですね。

これは、まず1億1,000万トータルの金額を出します。そうすると3,209円になるわけです。

各年度、3,209円に合わせるために、1億1,000万を振り分けたというだけのことでございます。

○高笠原委員

私の財布の中のやりくりみたいで。そうですか。はい、わかりました。

それと、この所得段階なんですけど、前の第3期のときには、介護度の段階が軽度の方にシフトするような形で分けられたんですが、所得段階は第

8段階までありますけれども、これは現在と一緒ですか。

○長寿介護課長

現在は6段階方式をとっております。

それで、4期は8段階方式をとらせていただきます。

○高笠原委員

その背景というか、理由を聞かせてください。

○長寿介護課長

従前までは、激変緩和措置をとらせていただいていたわけですが、税改正も済みまして、経過年数もたっておりますので、今後加入される第1号被保険者の不公平の感じを取り去るような形で激変緩和措置はなくなります。

そうしますと、当市の場合8段階に変えさせていただきますわけですが、4段階目の方が負担がきつと重くなりますので、お手元の表のとおり、公的年金プラス所得が80万より少ない方については0.85の係数が掛けてございます。

そして、第8段階の方、所得金額500万以上の方につきましては、係数が1.65となっております。

以上でございます。

○高笠原委員

今までは第3段階の人が、1でしたかね。それが今度第4段階の人になるということですか。

○長寿介護課長

従来の階層と比較させていただきますと、第1段階の方の料率の0.5は変わりございません。

第2段階も変わりございません。

第3段階も変わりございません。

第4段階の方が1.0、これが標準となります。

それで、従前は第4段階の方が激変緩和対象となっておりましたので、そこで何ぼかの比率がございませぬ。

第5段階につきましては、従前が1.25で、改正するものが1.15でございます。

金額が5と6の方が1.15と1.25ということです。

それで、従前の第6段階の1.5の方が第7段階、第8段階ということで、1.5と1.65に変えさせていただきます。

○保険健康部長

ちょっと補足をさせていただきますと、今まで第4段階の方は、1でございました。第4段階といますのは、世帯は課税なんですけども、本人さんは非課税だという方でございます。その方は、料率が1でした。

ところが、単身の独居の方で、例えば年金収入80万円以下の方ですと、独居の場合だと0.5でした。ところが、第4段階で息子さんは課税されておつても私自身は年金を80万しかもらってないという方は1でした。2倍の差があったわけです。同じ年金80万なのに、ちょっと差がありすぎるんじゃないかということで、国の方も、ちょっとこういったことを見直さないよということで、その方については、0.85にするということでございます。

それと、従来の第5段階につきましても、第5と第6の差を所得200万で切っておりまして、200万以下ならすべて1.25でした。

それもちょっと所得が50万の人と200万ではちょっと差があるんじゃないかということで、もう1段階125万というのを付けて、その方には1.15ということで、より低所得の方には有利になるような段階をふやして、平準化を図ったということでございます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第83号について、挙手により採決します。議案第83号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。

したがって、議案第83号 平成20年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第84号 平成20年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第84号について、挙手により採決します。

議案第84号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員です。

したがって、議案第84号 平成20年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第86号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高笠原委員

出産一時金が今までの35万円から38万円と、こういうことでありますが、こういう制度といえますか、ものができてきた状況といえますか、その経緯を少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○国保医療課長

まず、今回の条例改正の背景といえますか、この制度ができてきた背景を申し上げます。

子供さんを出産をされるときは、一定の確率で避けることができない事故が起きますと、そういう

ふうに言われておるわけですが、例えば1年間で100万件余の出産が日本国内でされるそうですけども、それに対して今年500から800人ぐらいのそういった出産のときに避けることができない事故で、脳性麻痺にかかる子供さんが出てくると、そういうようなことがあるのでありまして、そういった分娩時の医療事故というのは、お医者さんの過失によるものではなくて、一定の確率で起きてしまうという、これはまだ原因がしっかりと究明はされていないんですけど、現実にはそういうことが起きるということでもあります。

そういった医師の過失の有無に関係なく事故が起きてしまうということで、最近の傾向としては、そのことが裁判で争われるということがあるのでありまして、そういった産婦人科といえますか、お産を扱う医療機関、あるいは助産院もそうであると思えますけども、そういったほかの医療機関に比べてお産を扱うところは医療リスクが高いということで、そのことが、結果、産科医不足、お医者さんが不足するという理由の一つというふうに見られておりまして、安心して医療を受けられる環境整備を図ると、そういった一環で今回の産科医療補償制度というふうに言えますけども、そういった制度ができたというのが、一つの背景でございます。

以上です。

○佐藤委員長

ここで10分間休憩といたします。

午後3時00分休憩

午後3時11分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

すみません。答弁がちょっと不十分でした。

追加させていただきます。

先ほど申し上げましたのは、今回の産科医療補償制度という、その制度ができたきっかけといえますか、背景であります。

そういったことで、避けることができない、そ

ういった子供の出産にかかわる後々の脳性麻痺に対する補償制度というのが、来年の1月1日から動き出すわけです。

この制度の対象になる子供ですけれども、通常の妊娠分娩で出生の体重が2,000グラム以上でかつ在胎週数が33週以上で、先天性要因等、そういったものを除くわけですけれども、そういった出産にもかかわらず、身体障害者等級の1、2級相当の重症になってしまった場合、そうした場合には補償の対象になるということでもあります。

この保険の制度、仕組みですけれども、分娩機関ですね、それが財団法人の日本医療機能評価機構という法人がありまして、そこが契約者になりまして、民間の損害保険会社に加入をいたしまして、1分娩当たり3万円の保険料を払うわけです。

実際の保険料の負担は、医療機関がその分娩のたびに負担をするわけですが、その保険を取りまとめるところが日本医療機能評価機構ということです。

それで、残念ながら分娩の結果障害が出てしまった子供に対しては、その子供さんが1歳から5歳の間に医療機関を通じて保険会社に保険金の請求ができる。重度の場合には6ヵ月からできるということです。

それから、先ほど33週というふうに申し上げましたけれども、在胎週数が28週以上の子どもさんに関しまして、別に定めます要件に該当する場合には、この方たちも補償の対象になるということでもあります。

そういった保険を1分娩当たり医療機関が3万円負担をするということになりますので、その3万円の費用が分娩費用に転嫁をされるといいますか、分娩費用の中に含まれて分娩をされる方に請求がされる。したがって、仮に35万円の分娩費用が出る場合には、それに3万円の保険料が上乗せされるわけですので、医療機関から請求されるのが38万円というふうになるわけです。

したがって、現在、出産育児一時金が1分娩当たり35万円というふうにしておるわけですけれども、今回のこの制度が発足したことによりまし

て、その産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合には、その3万円分は出産育児一時金に加算をしてお支払をするというのが大ざっぱな制度の概要でございます。

○高笠原委員

ありがとうございます。

それで、医療機関が3万円を負担して、日本医療機能評価機構というところを通じて、ここがもとになって損害保険会社と契約をすると、こういうことですが、妊婦さんはどこでどういうふうにかかわるんですか。

○国保医療課長

まず、この妊婦さんの現状ですけれども、そういった産科医療補償制度に加入している医療機関で診療をされますと、22週までに登録を、医療機関からこの産科医療補償制度の対象であるという、そういった登録を医療機関の方からされるわけです。それで、その登録されたときには、妊婦さんには登録証というのが渡されますので、まずそこで第一番目にこの今回の補償制度とのかかわりが出てくるわけです。

それで、その後出産をされまして、その分娩費用を支払をされるわけですが、その分娩費用というのは、もちろん3万円を上乗せした分娩費用になるわけですが、その分娩費用を払ったときには、明日厚生労働省令が出るということになってますけれども、その省令の中で説明があるということですが、スタンプを各医療機関に配布をされるということで、その方が産科医療補償制度に合致する方で分娩費用を払ったという、その証明のために領収証なりにスタンプを押してくれるということでもありますので、その妊婦さんは分娩費用をお支払をされてから、それぞれの医療保険者にそのスタンプの押された領収証を持って申請をされますと、その方たちは産科医療補償制度に加入をされた分娩機関で出産をし、なおかつ保険料の負担をされたということがわかりますので、保険者は38万円の出産育児一時金を支払うと、そういったことになります。

○高笠原委員

そうしますと、妊婦さんは、産科医療補償制度に加入しているお医者さんにかからなければ、このものに適用がされないわけですね。

それで、市内、県内、いろいろあると思いますが、この分娩をやっていただく病院、そのところは皆さん加入をしているのかどうかということ、それから診察を受けるときに、妊婦さんの方は、その3万円を負担をするのかしないのか。それから普通の生命保険みたいに、傷害保険とか、そういうものならば保険証書というものが届くわけですが、領収書にスタンプを押してもらって、それが証明だということですが、その点も少し聞かしていただきたいと思いますが。

○国保医療課長

まず、加入医療機関ですが、これは直近のもので、12月2日現在ですが、まず、愛知県ですが、病院診療所では100パーセントの加入です。ただ、ほかに助産所で出産をされる方もおられます。

愛知県内には22機関あるそうですが、まだ1機関が加入をされておられません。

ですから、愛知県はまだ100パーセントではありませんが、病院診療所では100パーセント加入されております。

それから、全国的に申し上げますと、全国的な病院診療所では98.8パーセントが加入し、助産所が93.9パーセントが加入をされておるといのが直近の現状であります。

それから、加入医療機関で出産、診療のときに、3万円を負担するのかということですが、この3万円の負担というのは、通常の出産費用の中に多分入ってくると思いますので、出産をされてからのお支払というふうになると思います。

それから、選択ができるのかということですが、この制度に加入している医療機関で分娩をする場合には、すべての妊婦さんが、これは妊婦さんが加入するのではなくて医療機関が加入することでありまして、その医療機関が加入することによって医療機関の保険料相当分が費用がふえるものですから、そのふえた分を出産育児資金という形で妊婦さんに負担をしていただくと、結果、

そうしますと、医療機関の負担がなくなるという制度でありますので、医療機関が最終的に分娩費用を請求されるときに、その中に3万円が乗せられて請求がされるという構図になると思います。

○高笠原委員

そうしますと、この産科医療補償制度に加入していらっしゃる病院または助産院さんのところで出産するのであれば、妊婦さんはそこで3万円の保険料を払うんじゃなくて、医院または助産院から請求の中にもう3万円が入ってくる。

こういうことで、生むというか、妊婦さんが初診といいますか、そういうときに、あなたこの保険に入りますかとかと言ってお医者さんに言われるのではなく、うちはこういう補償制度に入りますよというお医者さんはいるでしょうけれども、本人確認は別にしなくてもいいということですか。

お医者さんも別にそのことを妊婦さんに言う必要もないと、こういうことですかね。

○国保医療課長

まず、この医療機関ですが、この制度に加入している医療機関かそうでないかということは、医療機関の施設内に産科医療補償制度の加入機関であるという、そういった旨の表示がされるということでもありますので、妊婦さんは、その時点でそういった機関であるかどうかということが、まず確認をできるということです。

それで、妊婦さんの選択でしたか。

(「お金払わなくてもいいのか。」の声あり)

○国保医療課長

医療機関ですか。

これは先ほど申し上げましたが、医療機関が入る保険でありますので、妊婦さんが入る保険ではありませんので、妊婦さんの選択ではなくて、医療機関が保険に入る。

医療機関が全部その分を自分で負担をすればいいわけですが、医療機関の負担も大変だろうと。一番先に冒頭に私がちょっと申し上げましたが、そういった今の産科医療の、そういった条件の悪い中で、医療環境をよくするには、またそこで保険を余計に負担するということでは、これ

はいかがなものかということで、医療機関が負担する保険料を出産育児一時金に上乗せをして、分娩される方にお支払をするということが、今回の趣旨でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○高笠原委員

何回もすみません。

そうしますと、医療機関はその35万に3万円をプラスしたものを請求してくるという、こういうことですね。それで、本人には出産一時金が38万円支払われると、後にね。それで、正常に分娩できて赤ちゃんもすくすく育つ正常な方も38万円と、こういうことですよ。事故があるなく関係なく、38万円になると、そういうことですね。

それと、お医者さんが万が一リスクを負うようなものを、この3万円の保険制度で補っていくと、こういうことなんですね。

それで、その保険の中身を少し聞かしていただきたいわけですが、大体1年ぐらい経過してからそういう状況が主に出てくると、こういうことですが、その後どうしていくのか、少し聞かしてください。

○国保医療課長

まず、事故の有無ということですが、そういった、この補償制度に加入をした医療機関で先天性な異常ですとか、妊婦さんの過失、故意の事故ですとか、そういったことを除きましては、これがすべて対象になるわけです。

それで、この脳性麻痺ですが、生まれてすぐではそういった症状があるかどうかというのは判別できないということでありまして、1年から5年の間に脳性麻痺の症状が見られる場合には、その1年から5年の間に保険の請求をします。ただし、6ヵ月以降の場合は、これは専門機関が診断をすれば保険金の補償を求めることができるということになっております。

以上です。

○高笠原委員

5年以内に請求しなければいけないということですが、大体5年間の間にこういう症状というの

は、出尽くすという言い方はいけないでしょうけど、5年以内には大体がわかってしまうということなんですか。

○国保医療課長

自分のことで恐縮ですが、子どもが生まれてから考えますと、大体1歳過ぎてといえますか、それくらいになると、大体わかるのかなということですので、医学的な見地で検討されたものでありますので、1歳から5歳の間に申請をするというのは、そういった傾向がその期間なら出るのではないかというふうには理解をしておるわけですので。

○高笠原委員

そうすると、5年以降の請求は却下と、こういうことなんですね。保険請求はだめだよと、こういうことなんですね。

それで、質疑の中にもありましたけど、一時金として600万円、年120万円で20年間というような、何か3,000万円をとかという、ありましたけど、保険の補償の内容、それを聞かしていただいて、これは法律としては、いつですか。

そして、これは遡って登録というのですか、何かそういうものもできるのか、今まだ赤ちゃんがおなかにいるという、そういう人たち、遡ってできるのか、その点もお聞かせください。

○国保医療課長

まず、保険の内容ですが、不幸にして子供さんがそういう状態になってしまった場合には、準備一時金として1回600万円が支給されます。

以後、補償分割金といたしまして、20回に分けて120万円が支給されまして、これで合計で3,000万円ということになります。

それから、法律の適用ということですが、これ自体の法律というのはありませんで、ただこの産科医の補償制度というものの、これは保険でありますので、これが7月に損害保険会社から申請があって金融庁が認可をしておるというふうになっております。

それから、もう既にこの10月1日から妊婦さんが産科医療補償制度に加入している分娩機関で診

察を受けたり、そこで出産をするということであり、10月1日からもう既に登録が、その妊婦さんが産科医療補償制度の対象であるといった登録が順次されていくということでもあります。

その登録がされていない妊婦さんですと、この対象にはなりませんので、まずそれが22週までに登録をされるわけですが、来年の1月1日からこの補償制度が動き始めるわけですので、初めといたしましては、10月1日から登録がもう始まっているというふうに聞いております。

○高笠原委員

そうしますと、10月1日から登録した人、この人たちはまあ有効だよと、こういうことですね。

○国保医療課長

登録は10月1日から始まっているわけですが、順次登録ができますので、仮に登録がされない妊婦さんがおったとしても、これは医療機関の判断で遡及して登録することができるという、医療機関と産科医療補償制度規約に確かあったと思えますけれども、遡及適用も緊急時の特例としてできるということがありますので、そういった意味では遡及ができると、そこで登録前に分娩された場合には、緊急的な特例としてできるということでもあります。

○高笠原委員

登録前に分娩された人ってどういうことですか。

○国保医療課長

この保険の対象が1月1日以降の分娩ですので、それ以前に、12月31日までに生まれた方は対象にはなりません。

それで、医療機関が22週以降の妊婦さんにつきましては、この機構に22週以降の出産につきましては、医療機関から掛金を支払いますが、補償されるのが33週以降の出産に限られるということでございます。

○高笠原委員

33週以上の人に適用はされるんだけど、28週でも別に審査があれば何か有効みたいなのを先ほど言われなかったですかね。

違いますか。

○佐藤委員長

暫時休憩とします。

午後3時36分休憩

午後3時36分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

補償の対象になる分娩というのが、出生体重が2,000グラム以上で、かつ在胎週数が33週以上ということでありまして、ただ、28週以上の子供さんにつきましては、基本は33週ですが、専門的な機関で診断を、個別審査を行いますと、この補償の対象になる例もあるということでございます。

○高笠原委員

そうしますと、今度は出産一時金が38万ということですが、国保会計にはどんなふうで影響してきますか。

○国保医療課長

今度は35万が38万に、3万円ふえるわけですが、この内訳の3分の2は交付税措置がされておりまして、知立は不交付団体ではありますが、この3分の2、例えば3万円が上がるわけですが、この2万円分につきましては、一般会計からの繰り入れになりますので、国保会計の負担としては1万円になります。

今年度の出産育児一時金の支給件数が百二十数件だったと思いますけれども、仮に21年の1月から月に10件あったとしても1万円ずつの増加ですので、今年度としましては30万円の増加、来年度以降もそれほど負担にはならないのかなというふうに思っております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第86号について、挙手により採決いたします。

議案第86号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。

したがって、議案第86号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午後3時39分休憩

午後3時41分再開

○佐藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第13号 「協同労働の協同組合法」早期制定の国会への意見書提出の陳情書の件を議題といたします。

御意見等ありましたら発言をお願いします。

○石川委員

陳情第13号につきまして、私は採択といたしまして、意見を述べたいと思います。

陳情書の趣旨を見てみますと、いろいろ働くチャンスを見つけて、そして協同で労働し、また経営も一緒にやっという、協同組合というのでしょうか、まだ名称もはっきりいたしません。今、もう、議員連盟というのがあって、その名簿まで付いておりますので、超党派で考えておられるということでもあります。

実は、余り我々中身がよくわからない部分もありますけれども、やはり働く人、そしてまたそういう方々がしっかりとこの社会において働けるということに対しての法律的なことは必要ではないか、そういうように思いますので、私は採択とさせていただきますと思います。

○馬場委員

私どもも採択でお願いしたいと思います。

働くことに困難を抱える人々の増大ということで、社会問題となっておるわけでありますけれども、働きたくても働けない人々の増加というのは、課題になっておるところでございますので、名古屋市もこれを採択したということでございますので、また超党派でこれはいろいろ議論されておるといようなことで、ぜひ採択でお願いしたいと思います。

○水野委員

この陳情第13号の趣旨は十分理解できるものであり、協同組合法の制定は必要と思いますので、採択をお願いします。

○高笠原委員

今、社会の話題となっておりますワーキングプアやネットカフェ、こういうもっと大変な状況になってきているこの世の中で、団体として認めてもらえれば、入札だとか、こういうものの契約もできるわけですので、働く手段の一つとして、大変大切なことだと思いますし、この文中にもありますけれども、私たちのすぐ近くの岡崎のかけはし、こういったところでももう既に行われたりしておりますので、ぜひこの法制化を求めるための賛成としたいと思います。

よろしくをお願いします。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

それでは、これより採決をいたします。

陳情第13号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第13号 「協同労働の協同組合法」早期制定の国会への意見書提出の陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○石川委員

陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書ということで、陳情が出ておりますが、非常に多くの部分が羅列されております。

陳情ということで、市町村の福祉を拡充してくださいということですが、私は知立市というのは、現本多市長も、しっかりと福祉の方にも力を入れていただきましたものですから、県においても先発的にいろいろなことはもうなされております。

したがって、さらにこれ以上財源等々のいろんなこともあります。そしてまた肅々と、福祉についていろいろと知立市は頑張っておりますので、今ここで陳情を採択してする必要もないと思いますので、不採択をお願いいたします。

○馬場委員

14号につきましては、私どもも不採択でお願いしたいと思います。

いろいろたくさん陳情がございまして、要望がございまして、特に国保の改善については、いろいろ議論するところもございまして、今、国保も資格証明書の話もありますけども、まじめに納めている人との公平性を保つためには、6ヵ月の短期保険証でやることもやぶさかではないなというふうに思っておりますし、また豊橋が18歳未満までこの短期保険証で今回問題になっております、中学生までのそうしたことも拡大をしてやってやるわけでありまして、また健診事業についても自己負担を無料にするということについても、それは無料にするのはありがたいことですが、この財源をどうするのかという問題もありますし、また今、年金天引きをやっておりまして、これはもう選択のこともございまして、こうしたこともまだこれから議論していかなくてはならないということで、すぐさまこれを全部賛成だというわけにはいきませんので、不採択ということをお願いいたします。

○水野委員

この陳情第14号の数値目標については、直ちに達成できるものではありません。しかしながら趣旨内容については、今後取り組むべき問題であり、数値においても努力すべきであり、大筋で賛成いたしますので、採択をお願いします。

○高笠原委員

14号につきましては、すべてこれ、みんな大切なもので、ぜひやっていただきたいとは思いますが、市町村の福祉施策を充実してくださいということで、市に求めています。

そういった中で、子育て支援に書いてあります点では、実現できておりますし、今の福祉給付金やまたそれぞれのものできちんとやられているものの中にはあります。

しかし、何と言っても、国の社会保障費の2,200億円の削減、今、凍結みたいな話まで出ておりますけれども、国の医療費の削減という問題から、こういうことが起きているわけですので、ぜひ市の税収が減っていく、こういう中ではありますけれども、一番最初に削られるところが福祉、こういう点でありますし、その福祉に携わる人では人件費、こういうものも削られてくるわけですので、市から国にもしっかりと声を上げていくという、そのことも大切だと思います。

それから、先ほどの、私議論の中でもこういう障害者の施策などでも、各自治体の所得といえますか、お金そういうものの格差がこう出て来始めているわけですので、こういうことのないよう、国がもっともっとしっかりとやっていただきたいと思いますが、まず市としては、やれるものから一つ一つやっていただきたいと、こういうふうにしてこれに賛成いたします。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

ほかにないようですので、これより採決します。

陳情第14号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第14号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第15号 安心して暮らせる年金制度の確立についての意見書採択を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○石川委員

陳情第15号 安心して暮らせる年金制度の確立についての意見書採択を求める陳情書について、私は不採択でお願いいたします。

と言いますのは、ここにありますように、宙に浮いた年金問題を全面解決しということですが、これは既に政府の方でしっかりと皆さんの年金をしっかりと調べるということで、既にすべての方々に年金の郵便も送らせて、チェックもしております。そういうような関係もありますし、そしてまた社会保険庁の解体をやめろということですが、今までの実績から見てやはりこれは民営化を凍結しろということでもありますけれども、その方向がいいのではないかとということで、結論は出ておるわけですから、さらに今意見書を出す必要はないと思いますので、不採択でお願いいたします。

○高笠原委員

15号につきましては、私は国に以下の趣旨の意見書、要望書を出してほしいという、これは全くそうだと思うんですね。

宙に浮いた年金、皆さんのところに年金特別便が届いて、それを回答を出しても、何ら返事がないという人が近くにおります。そして、先日も、どうなってるんでしょうねと言って、私相談を受けました。こういう人がいて、結局宙に浮いた年

金問題と言われますが、特別便を出したからいいという問題ではないと思います。

それから、これは全面解決はしていないと思います。こういうものが何も解決しないままで社会保険庁の解体民営化、これはもういけないと思いますので、私はこの問題については賛成でありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

○馬場委員

この陳情15号については、私どもも不採択でお願いしたいと思いますが、1番については、賛成できるわけでありませうけれども、今努力中でありませうから、しかし、この2番目の全額国庫負担というところにちょっとひっかかるわけでありまして、今は3分の1から2分の1にするということで努力中でございますし、また4番目の社会保険庁の解体という問題についても、公明党としてはこれを了解したということもございませうので、この陳情15号については不採択とするものであります。

○水野委員

陳情第15号につきまして、不採択でお願いしたいと思います。

理由につきましては、まず、構造改革がすべて悪と決め付けている点、もう1点は、意見書の4番目、社会保険庁の解体はやめ、民営化は凍結してくださいと記載されていますが、実際、社会保険庁は多々問題があり、民営化して出直すというのも一つの案であると思っておりますから、その点から踏まえて不採択でお願いします。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

ないようですので、これより採決します。

陳情第15号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第15号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第15号 安心して暮らせる年金制度の確立についての意見書採択を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第16号 後期高齢者医療制度の廃止についての意見書採択を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○坂田委員

陳情第16号 後期高齢者医療制度の廃止についての意見書採択を求める陳情書について、意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、今後高齢化が進んで医療費がふえていく中、全体の医療費の約3分の1が高齢者が占めておる現状を踏まえた上で、今後国民皆保険を持続可能なものとしていくために、国において10年以上の議論を重ね、従前の老人保健では必要な費用が際限なく現役世代に回される仕組み、また全国で5倍を超える保険料格差等、不備があり、従来の老人保健制度にかわる新しい高齢者医療制度を創設することが必要との共通認識のもと、平成14年共産党以外の賛成のもと、抜本改革の議論を重ねやっとならした制度であり、早々に廃止を求めるべきではないと考えます。

ただ、この制度の問題点も多々指摘され、保険料の徴収システム、また低所得者の保険料の軽減等改善をしており、今後も改善する点は改善し、この制度がさらによりよい制度になるよう期待し、本陳情は不採択をお願いします。

○馬場委員

私どもも、不採択をお願いいたします。

後期高齢者医療制度は、私ども賛成して立ち上がったわけでもありますけども、今になっていろいろ問題点も出ておまして、後期高齢者の制度の廃止ではなくして、見直しというのが必要ではないかということで、この陳情16号については、不採択をお願いします。

○水野委員

陳情第16号につきまして、後期高齢者医療制度の廃止ということですが、今現在始まったばかりでどこが、また何が悪いのかというのを検討すべきであり、直ちに廃止すべきというのは時期尚早であるということで、不採択をお願いします。

○高笠原委員

16号につきましては、後期高齢者医療制度、これはもう廃止しかないと、このように思います。

それはもう75歳という年齢で区切ってしまうという、こういうまず年齢的にも、別世界に送るような、こういう制度をつくって、そして保険料については、2年ごと、際限なくこれは引き上げられていくという、こういうことでありますし、受けられる医療水準、こういうものは、どんどんどんどんと後退をしていっているわけでもあります。

まるで、年齢区別をしてうば捨て山のようにやっていく、こういうものは許されないと、人権問題にも等しいと、こういうものであります。

そして、医師会からもこういうものについて、反対だという、こういう意見が出て、この制度が発足して今年度の発足にもかかわらず、たくさんの意見、苦情が出てきている。こういう保険ですので、これはきっぱりと廃止すべきだと、このように思いますので、16号については賛成をいたします。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

ないようですので、これより採決します。

陳情第16号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第16号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第16号 後期高齢者医療制度の廃止についての意見書採択を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第17号 介護保険の施策拡充についての意見書採択を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○坂田委員

陳情第17号 介護保険の施策拡充についての意見書採択を求める陳情書について、意見を述べさせていただきます。

急速な高齢化のため、介護の担い手である家族の高齢化や核家族化が進み、これまでのように家族で介護を行うことが難しくなっており、老後における最大の不安である介護の問題を国民みんなで支える制度として、2000年からスタートし、今日まで3年ごとに見直しを重ね、2009年度からは介護報酬が3パーセント引き上げられ、65歳以上の介護保険料が全国平均で月額約180円上昇するとのことであります。

介護保険料が上昇する原因は、介護報酬引き上げや介護サービスの利用割合の増加であり、国としても介護保障制度充実に向け努力しており、政府は追加経済対策で保険料のうち約1,200億円を国費で肩がわりするため、09年度の保険料の上昇幅は抑えられております。

これからの高齢化社会を考えますと、高齢者の自己責任意識も必要と考え、国家負担をむやみにふやさずべきではないと考えます。

ただ、この陳情書の中の介護労働者の処遇改善と介護人材の確保については賛同しますが、一括採択につき、本陳情は不採択をお願いします。

○馬場委員

陳情17号につきましては、1番と4番の介護報酬と介護労働者の処遇改善は賛成することはできますが、2番目の介護保険の国庫負担を大幅にふやすということにつきましては、これまでも努力しておりますし、これ以上ふやすということは財源の見直しが必要ではないかということで、この辺の議論をすべきである、そしてまた利用者の利

用制限を取りやめということにつきましては、ある程度利用制限は必要ではないかというふうに思いますので、不採択をお願いいたします。

○高笠原委員

17号につきまして、介護保険制度の抜本的改善、労働者の処遇改善を求めているわけでありませけれども、今日も議論の中でもありましたし、議会のたびにこの介護保険問題は出てまいります。

それで、今回第4期に向けての介護報酬3パーセントの引き上げではありますけれども、この3パーセントが果たして介護従事者の皆さんに行き渡るのかどうか、そういう問題も疑問でもあります。

それから、施設のところにとっかりとそこところの手当が来るのかどうか、そういう点でも大変な状況にあると思います。まさに保険あって介護なし、こういう状況だと思うんです。

それから、第3期のときには、サービス段階においては細かくされたわけですが、なるべく軽度、軽度の方に追いやると、そして利用をなるべくさせないと、こういう状況を醸し出してきているという、これは全国的なものでありまして、やはり保険料を払っている以上、受けれるサービスは受けたいと、こういうのが心情ではないかと思えます。

利用制限をやめると、こういうことはしないでほしいと思いますし、サービスの保証はしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、介護事業所、こういったところでは、もう介護士さんを育てる学校、こういうところもどんどんつぶれていて、そして事業所が募集しても人が集まらないと、その理由は給料が安いと、介護報酬は上げれば、人が来るのかと、こういうところの保証もないわけですので、介護の人材を確保するということは、もうこれは喫緊の課題だと思います。すべて国の責任、こういうものがあると思います。

私はこの17号については、賛成であります。

○水野委員

陳情第17号につきまして、2番目の介護保険の

国庫負担大幅にふやして、この大幅にふやしという点につきまして、財源が大変心配であります。この介護の問題は避けて通ることができないということで、やはり取り組む姿勢ということで、この陳情には採択をお願いします。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

ないようですので、これより採決いたします。

陳情第17号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第17号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第17号 介護保険の施策拡充についての意見書採択を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第18号 子育て支援についての意見書採択を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等ありましたら、発言をお願いします。

○坂田委員

陳情第18号 子育て支援についての意見書採択を求める陳情書について、意見を述べさせていただきます。

当市においては、本多市長の肝いりで次世代育成支援の充実を最重点施策として取り入れ、子供医療費の助成を義務教育終了まで拡大、また国に先駆けて妊婦健診を14回まで無料化を決めるとともに、産後健診を取り入れるなど、安心して子育てできる環境づくりには、先進的に取り組んでおり、改めて国に対し意見書を提出する必要はないと考えますので、本陳情は不採択をお願いします。

○馬場委員

陳情第18号につきましては、1番、2番、もう

実施されるということでございますし、また、この4番の児童扶養手当の最大2分の1の削減を中止することということですが、今実は20年度、公明党が主張しまして、凍結をするということで、21年度も凍結すべきではないかということで、今議論をしているところでございます。

中止ということまでなるのかどうかということもひっかかるわけですが、しかしながらこの5番目の就学援助への国の予算措置を増額することということも、財源問題があるなどということと、それから学校指定病の中に、ぜんそくとか、ぜんそくはいいんですが、アレルギー疾患となりますと、ピンからキリまでありまして、鼻炎もこれはアレルギーでありまして、その辺のことが詳しく載ってないということで、すべてアレルギー疾患というわけにはいかないんじゃないかというようなことで、不採択をお願いいたします。

○高笠原委員

18号につきましては、賛成でお願いをしたいと思っております。

1番、2番については、実施されておりますし、3番については、これは私も日本共産党は、出産していくまでの間、妊婦に係る医療費、この問題を何とか無料にしてほしいというふうでお願いもしていたところでありますので、ぜひお願いをしたいなど、こういうふうに思います。

それから、2分の1の削減であります。これは知立市の場合は、現在はないということで、質疑の中でお聞きしてあります。

しかし、他市ではまだあるということだと思いますが、ぜひこれがきちんと法的にうたわれるようになってほしいなど、こういうふうに思いますし、指定病についても、ぜひお願いをしたいなど思いますので、子育て支援、知立市は一生懸命いろんなことをやってまいりましたけれども、さらなる実現をお願いしたいと思っております。18号については賛成です。

○水野委員

結論から申しまして、採択でお願いしたいと思います。

知立市は、いろいろ子育て支援について取り組んでまいりました。しかし、子育て支援、これで終わりというわけではありません。将来、知立市あるいは国を背負って立つ子供たちに対して、やはりやれることはやってあげべきだという観点から、採択をお願いします。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

ないようですので、これより採決いたします。

陳情第18号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第18号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第18号 子育て支援についての意見書採択を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第20号 社会保障費策削減の中止と医師・看護師増員についての意見書採択を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見ありましたら、発言をお願いします。

○杉原委員

陳情第20号 社会保障費策削減の中止と医師・看護師増員についての意見書採択を求める陳情について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

全国各地で医療崩壊が進んでいます。救急医療、産科、小児科医療、公的医療機関の縮小閉鎖が相次ぎ、救急患者がたらい回しに遭い、命を落とす悲劇が各地に起こっています。

医師や看護師を初め医療従事者も仕事はますます過密で過重になり、長時間の労働が強いられています。

病院から退職者がふえ、人員不足が進み、残った人がさらに過重労働を強いられている。さらに離職者を出すという、悪循環に陥っています。

このような深刻な労働環境で医師、看護師、労働死する事態も生じています。医師、看護師、確保に向けての法制定と必要な予算措置、財源確保をする上で陳情の文章内容1と2の項目は必要であると考えます。

しかし、陳情事項3について、日本は急速に高齢化が進み社会保障の給付と負担が経済の伸びを上回って増大すると見込まれております。将来にわたって、経済財政と均衡のとれた社会保障を安定持続させるためには、自然増加分の毎年2,200億円削減する施策をやめるのではなく、まずは制度の構造改革を進めていく必要があると考えられます。

よって、陳情第20号については、賛同できる項目もございますが、当市の採択のあり方は一括採択でありますので、部分採択はできません。したがって、本陳情につきましては、不採択をお願いをしたいと思います。

○馬場委員

陳情第20号については、賛成であります。

今、医師不足、看護師不足というようなことで、深刻な問題になっておりますし、また以前にもこの1番、2番についての陳情書も賛成で、意見書も国に上げたところでございます。

3番目につきましては、杉原議員からもいろいろお話がございましたけども、私どもは社会保障費の自然増も毎年2,200億円削減する施策をやめということについては、今議論中ございまして、私どもがそういう方向にしたいなというようなことで、医療、介護、福祉、年金、一括して財源措置をしっかりと構築することが大切ではないかということで、採択ということをお願いいたします。

○高笠原委員

20号につきましては、採択をお願いをしたいと思います。

医師不足、それから看護師不足、これについてはきちんとやっていかなければいけない問題だと

思いますし、馬場委員からもお話がありましたように、この問題については、既に意見書も提出をしているところではありますが、社会保障費については、この自然増について、今、一時止めてでも今の金融危機、経済危機を何とかしなければならぬというのが、国会やそれに関連する人たちがいろいろ述べられております。

そういう状況にある中、これが進められたら、ますます社会保障費がどんどん削られて、保障がなくなっていく、こういうことになりますので、ぜひこれは採択をお願いをしたいと思います。

○水野委員

平成18年3月、そして平成19年12月も意見書を確か提出していると思います。

私どももこの陳情第20号につきましては、採択で、いろいろ馬場委員も高笠原委員も言われましたので、採択をお願いします。同意見です。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

ないようですので、これより採決します。

陳情第20号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第20号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。したがって、陳情第20号 社会保障費策削減の中止と医師・看護師増員についての意見書採択を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第21号 愛知県の医療・福祉施策拡充についての意見書採択を求める陳情書の件を議題いたします。

御意見等ありましたら発言をお願いします。

○杉原委員

陳情第21号 愛知県の医療・福祉施策拡充についての意見書採択を求める陳情について、不採択の意見を述べさせていただきます。

陳情事項1につきましては、愛知県は、今年4月から後期高齢者医療制度の開始に伴い、後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害を県の医療助成制度対象から除外をしました。

65歳から74歳の障害者が後期高齢者医療制度を選択すると、新たな保険料負担が発生するなど不利益をこうむる場合があります。

65歳から74歳の障害者の後期高齢者制度加入は、強制ではなく、任意であり、厚生労働省は都道府県知事に対し65歳から74歳の障害者が医療助成を受ける場合に、後期高齢者医療制度への加入を条件にしないように、適切な対応を県に要請し求めるものであります。

しかし、陳情事項3につきましては、後期高齢者医療制度へ、県として、一般財源を投入することに関しては、今、一般財源の投入をするのではなく、まずは保険制度の見直しをしていくべきかと考えます。

陳情事項4、子供医療助成制度の対象について、中学校卒業まで拡大することについては、もう既に知立市においては取り組んでいますので、意見書を提出する必要はないかと存じます。

よって、陳情第21号について、賛同できる事項もごございますが、当市の採択のあり方は一括採択であり、部分採択ではありませんので、したがって、本陳情につきましては、不採択をお願いをしたいと思います。

○馬場委員

陳情第21号につきましては、1番、2番、賛成できるわけではありますが、4番も実施をしているというようなことで、3番、4番につきましては、来年度県の税収も3,000億円減収するというようなことで、じゃ、これは財源をどうするのかと、本当に真剣に考えなくてはならないということで、大変難しいのではないかと。後期高齢者の医療制度も見直しを急ぐべきであるというふうに思っております。

したがいます、これにつきましては、不採択
をお願いいたします。

○高笠原委員

21号には採択をお願いをしたいと思います。

これは愛知県に対しての意見書要望ではありません
すけれども、この障害者の人に対する助成制度、
ぜひ適用していただきたいと、こういうことであ
ります。

それと、私は、7番の障害者の人たちが通所在
宅サービス利用を受けるに当たって、負担軽減措
置に係る資産要件、これは撤廃するべきだと、こ
のように思いますので、ぜひこれを採択でお願い
したいと思います。

○水野委員

採択でお願いしたいと思います。

理由につきましては、1番の後期高齢者医療制
度を選択しない65歳から74歳の障害者にもと、こ
の部分について重きを置いて考えておりますので、
後の部分は多々問題もあるかと思いますが、私ど
もは採択でお願いしたいと思います。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

ないようですので、これより採決します。

陳情第21号について、採択することに賛成の委
員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第21号について、不採択とすること
に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第21号 愛知県の医療・福祉
施策拡充についての意見書採択を求める陳情書の
件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第22号 後期高齢者医療制度の改善につ
いての意見書採択を求める陳情書の件を議題といた

します。

御意見等ありましたら発言をお願いします。

○杉原委員

陳情第22号 後期高齢者医療制度の改善につ
いての意見書採択を求める陳情書について、不採
択の意見を述べさせていただきます。

世界一の長寿国日本の医療費は、今後ますます
増大の一途にあります。これまでの制度が限界と
なる中で、将来にわたり国民皆保険を守り、家族
社会のために長年尽くされた高齢者の方々が安心
して医療を受け続けられるようにするために、長
い議論を経て若い世代も含めてみんなが納得し支
え合う長寿医療制度が導入されました。

しかし、全く新しい制度であるため、高齢者
の方々はこの制度の周知が十分進まず、万全な準備
ができていない状況ではないことは事実かと思
います。

そして、陳情事項3にあります、1年以上保険
料を滞納すれば、保険証を取り上げて、資格証明
書が交付されて、医療機関の窓口で医療費を全額
支払わなければならない。

医療費なしでは生きていけない高齢者から保
険証を取り上げることは、社会弱者を見捨てるも
のであり、必ずしも正しいことだと思いません。

しかし、保険料を一定期間滞納している保険
者の中には、十分お金がありながら、特段の事情
がなく、長期間保険料を納付しない方、こういった
方を対象として保護することにもなりかねません。

公平性を保つ観点から、やむを得ず交付する
ものであるべきかと思えます。

よって、陳情第22号につきましては、賛同
できる項目もございますが、当市の採択のあり方
は一括採択でありますので、部分採択ではあり
ませんので、本陳情につきましては、不採択で
お願いしたいと思います。

○馬場委員

陳情第22号につきましては、以前にもこの陳
情書の中でも、先ほど申し上げました、愛知
県の一般財源を繰り入れてというのは、財源の
問題も、県の予算の減収もありまして、財源
の問題があり

ます。

また、3番目につきましては、悪質な滞納対策は必要でありますし、私どもはこの陳情書については、不採択でお願いいたします。

○水野委員

私どもはこの陳情につきまして、採択でお願いしたいと思います。

特に、75歳以上の高齢者についても、検診を保障するという点については、これは必要なことだと思いますので、この点を重視しまして、採択でお願いしたいと思います。

○高笠原委員

22号につきましては、採択でお願いをしたいと思えます。

先ほど国に対する中でも、後期高齢者医療制度の問題もありました。

それで、3番の保険料の資格証明書の発行については、先の質疑の中でもありましたように、10月現在133件ありますよと、それで1年を超えた場合は保険証を取り上げるという全国平均が8.4パーセントと、知立市の場合は7.9パーセントでずかになっていると、こういう話であります。

しかし、悪質な人は別といたしまして、この年齢ですから、払えない人もいるわけです。払おうと思っても払えない人もいるわけです。

ですから、むやみに資格証明書の発行は行わない、このことは大切だと思いますし、75歳以上、こういうことで、病気で受診している人は検診を受けなくてもいいよと、こういうことでなくて、また検診もきちんと保障するべきだろうと、このように思えますので、採択でお願いをしたいと思えます。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

ないようですので、これより採決します。

陳情第22号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手少数です。

次に、陳情第22号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第22号 後期高齢者医療制度の改善についての意見書採択を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第23号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いします。

○久田委員

陳情第23号に対し、賛成という立場で述べさせていただきます。

陳情の趣旨は十分理解できます。原子爆弾、被爆者に対する援護に関する法律の前文は「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者のとうとい犠牲を銘記するため、この法律を制定する」と述べております。

このことから、原爆投下によってもたらされた被爆者の被害は、国家補償がなされるべきであると考え、採択でお願いします。

○馬場委員

陳情第23号につきましては、私どもも原爆症認定基準の抜本的改善が必要であると、以前にも賛成で意見書を提出しているということもございまして、賛成でお願いいたします。

○水野委員

陳情第23号につきまして、採択でお願いします。

戦後60年余りが過ぎまして、早急に改めべきところは改めないと間に合わないということがあります。ですから、ぜひこの陳情23号は採択でお

願いたいと思います。

○高笠原委員

23号につきましては、採択でお願いをしたいと思います。被爆者の方々は、再び被爆者をつくらないと、こういう強い願いのもとで、長年訴えられてみえました。

そして、核戦争を起こすな、核兵器をなくせと、こういうことで運動をしてこられたと思います。

その運動の経緯は、本当に大変なことだっただろうと、そういうふうに思いますし、原爆被害への国家補償、この問題を一番訴えられてきたと思うんです。

私も被爆国の日本国民であれば、広島、長崎での原爆被害を考えれば、当然のことでありまして、この認定の基準、改善をするのは、もう遅い、こういうことであると思っております。

それで、私も日本共産党は、これまでも非核知立市宣言、こういうものをずっと議会にたびたび訴えてまいりまして、今度のこの陳情書を出されました陳情者の方々も、毎年毎年知立市を訪れて、いろいろと訴えられてまいりました。

約63年間にわたり、本当に大変な思いをしながら生きてこられたわけでありまして、この10月の21日、この日に知立市を訪れられたこの被団協の皆様、代表の方々に、知立の本多市長が、この原爆症認定制度改正を求める賛同に署名をなされました。そのことは、本当にとうとうだと思いき、これから、今度は非核平和宣言、非核知立市宣言、こういうものをやっていただけると、このように期待をしておりました。

しかし、残念なことに、今回の選挙で、本当にこの問題については宣言をしたいというお気持ちはおありかと思っておりますし、またこの陳情に訪れられました被爆者の方々も、来年見えられるときに、市長がこの非核知立市宣言、こういうものをやっていただいたと、こういうふうに聞かれたらどんなにかうれしくて、期待が高まったところではないかと思うんですが、本当に残念なところでこういう事態になってまいりました。

市長も賛同署名をされたという、こういうこと

ですので、原爆症認定基準の抜本的改善は当然であります。

それで、ここまで来たことでありますので、私はぜひ次の市長にも、このことをしっかりと受けたいと、このように思うわけでありまして。そういった点からも、ぜひ国に意見書を提出していただきますよう、訴えて賛成討論といたします。

○佐藤委員長

ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

ないようですので、これより採決します。

陳情第23号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○佐藤委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第23号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

陳情第13号についての案文については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第23号についての案文については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

異議がないようですので、そのように決定いたしました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長及び副議長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会といたします。

午後4時32分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長